

令和8年度

# 兵庫県水防計画

兵庫県

# 目 次

第1章	総 則	1
第1節	目 的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任	3
第4節	安全配慮	7
第2章	水防組織	8
第1節	水防本部	8
第2節	指定水防管理団体	11
第3節	水防連絡会	11
第3章	水防態勢	12
第1節	水防態勢	12
第2節	水防非常配備	12
第3節	水防管理団体の水防非常配備	13
第4節	水防態勢の解除	13
第4章	気象状況の通知	14
第1節	気象注意報、気象警報	14
第2節	気象状況の通知	17
第3節	国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報	18
第4節	都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報	22
第5章	水防指令及び水防警報	25
第1節	水防指令	25
第2節	国土交通大臣の発する水防警報	26
第3節	知事の発する水防警報	30
第4節	水位周知河川、水位周知海岸における水位情報等の周知・公表	32
第6章	雨量、水位及び潮位の報告	35
第1節	雨量報告	35
第2節	水位及び潮位の報告	35
第3節	雨量、水位及び潮位の報告系統	36
第4節	水防管理者への状況通知	36
第5節	水位の公表	36

第7章	水防活動	37
第1節	巡視・点検	37
第2節	水防作業	38
第3節	緊急通行	38
第4節	警戒区域の指定	39
第5節	避難のための立退き	39
第6節	決壊の通報及び決壊後の処置	40
第8章	施設管理者等による活動	41
第1節	施設等の監視・報告	41
第2節	情報連絡	42
第3節	水防定員	42
第4節	重要水防箇所	42
第5節	重点監視区間	42
第9章	水防信号及び水防標識等	43
第1節	水防信号	43
第2節	水防標識等	44
第3節	身分証明書	45
第10章	水防設備の整備及び輸送の確保	46
第1節	水防設備の整備	46
第2節	輸送の確保	47
第11章	他の水防機関との協力及び応援	48
第1節	水防管理団体相互の協力と応援	48
第2節	警察署との協議	48
第3節	隣接府県との協定	48
第4節	自衛隊の災害派遣要請	48
第5節	河川管理者の協力及び援助	49
第12章	水防記録及び報告	50
第1節	水防記録	50
第2節	報告	50
第13章	水防通信	51
第1節	水防上緊急を要する通信の経路	51
第2節	防災行政（水防）無線局設置箇所及び通信系統	51
第3節	専用通信施設の使用	51

第14章	費用負担及び公用負担	52
第1節	費用負担	52
第2節	公用負担	52
第15章	指定水防管理団体の水防計画及び水防訓練	53
第1節	指定水防管理団体の水防計画	53
第2節	水防訓練	53
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	54
第1節	水防法に基づく洪水及び高潮浸水想定区域の指定	54
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	57
第3節	洪水・内水・高潮ハザードマップ	58
第4節	予想される水災の危険の周知等	58
第5節	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	58
第6節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	59
第7節	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	59
第8節	浸水被害軽減地区	59
参 考	要領及び通達	60

# 令和 8 年度兵庫県水防計画

## 第 1 章 総 則 第 1 節 目 的

この計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条の目的を達成するため、兵庫県管内の河川、海岸、港湾、ため池、内水(法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ)等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門もしくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

## 第 2 節 用 語 の 定 義

- 1 兵庫県水防本部  
兵庫県域における水防を統括するため、兵庫県に設置する水防本部をいう。
- 2 水防管理団体(法第 2 条第 2 項)  
水防の責任を有する市町をいう。
- 3 指定水防管理団体(法第 4 条)  
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体をいう。
- 4 水防管理者(法第 2 条第 3 項)  
水防管理団体である市町の長をいう。
- 5 消防機関の長(法第 2 条第 5 項)  
消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう。
- 6 洪水予報河川(法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項)  
国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。
- 7 水防警報(法第 2 条第 8 項)  
国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。  
水防警報第 1 号＝待機  
水防警報第 2 号＝準備  
水防警報第 3 号＝出動  
水防警報第 4 号＝解除
- 8 水防警報河川又は水防警報海岸(法第 16 条)
  - (1) 国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。
  - (2) 知事が、前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。
- 9 洪水、津波又は高潮予警報(法第 10 条、法第 11 条)  
気象庁長官(あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象庁長官とが共同して)が、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

## 10 水位周知河川(法第 13 条)

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

## 11 水位周知下水道(法第 13 条の 2)

知事又は市町長が、雨水出水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設もしくは貯留施設)をいう。

## 12 水位周知海岸(法第 13 条の 3)

知事が高潮により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した海岸をいう。

## 13 水位到達情報

水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位)への到達に関する情報のことをいう。

このほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

## 14 洪水浸水想定区域(法第 14 条)

上記 9 により指定した河川について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

## 15 雨水出水浸水想定区域(法第 14 条の 2)

上記 10 により指定した排水施設等について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は、当該排水施設から河川等へ雨水を排除できなかった場合に浸水が想定される区域をいう。

## 16 高潮浸水想定区域(法第 14 条の 3)

上記 11 により指定した海岸について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域をいう。

## 17 浸水被害軽減地区(法第 15 条の 6)

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。

## 18 兵庫県災害対策本部

災害対策基本法第 23 条(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めて設置する機関をいう。

## 19 水防指令

兵庫県水防本部長(知事)が、県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

水防指令第 1 号=第 1 非常配備態勢(少数の人員)

水防指令第 2 号=第 2 非常配備態勢(概ね 5 割以内の人員)

水防指令第 3 号=第 3 非常配備態勢(原則として全員)

## 20 水防団待機水位〔通報水位(法第 12 条第 1 項)〕

河川にかかる量水標管理者(土木事務所長等。以下同じ)が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。(水防団待機の目安)

(参考)おおむね以下のように設定している。

〔水防団待機水位(通報水位)=氾濫注意水位(警戒水位)×0.7〕

## 21 氾濫注意水位〔警戒水位(法第 12 条第 2 項、第 17 条)〕

増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者(土木事務所長等)は、水防本部長に報告することとなっている。

(参考)おおむね以下のように設定している。

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 改修済区域                  |
| 氾濫注意水位(警戒水位)=計画高水位×0.6~0.7 |
| (2) 未改修区域                  |
| 氾濫注意水位(警戒水位)=護岸高×0.5       |

## 22 避難判断水位

市町が発する高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。

## 23 洪水特別警戒水位(法第 13 条第 1 項、第 2 項)

警戒水位(氾濫注意水位)を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、水位周知河川においては氾濫危険水位に相当する(市町が発する避難指示の目安)。

## 24 雨水出水特別警戒水位(法第 13 条の 2 第 1 項、第 2 項)

雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

## 25 高潮特別警戒水位(法第 13 条の 3)

警戒水位を超える水位であって、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

## 26 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町が発する避難指示の発令判断の目安となる水位で、水位周知河川においては洪水特別警戒水位に相当する。

## 27 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位(堤防天端高(又は背後地盤高))をいう。市町長が緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位。

## 28 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

## 29 水防連絡会

各土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等の関係機関と組織する会をいう。

## 30 土木事務所(長)等

行政組織規則第 87 条の 13 第 1 項及び第 87 条の 15 第 1 項に規定する各土木事務所(長)並びに第 87 条の 17 に規定する尼崎港管理事務所(長)及び第 87 条の 20 に規定する姫路港管理事務所(長)をいう。

### 第 3 節 水 防 の 責 任

#### 1 兵庫県の責任(法第 3 条の 6)

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

#### 2 市町の責任(法第 3 条)

市町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

3 気象庁長官(神戸地方気象台長)の責任(法第10条第1項)

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれがあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣(近畿地方整備局長)の責任(法第10条第2項、法第13条1項、法第13条の4、法第14条、法第15条の9、法第16条第1項・第2項、法第24条の2、法第25条第2項)

(1) 国土交通大臣は、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川について洪水のおそれがあると認められるときは神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、猪名川、藻川について洪水のおそれがあると認められるときは大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(2) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

(3) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行い、兵庫県知事に通知しなければならない。

(4) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(5) 国土交通大臣は、洪水予報を行った場合もしくは洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町の長に通知しなければならない。

(6) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水害による被害の軽減に資する組織を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、大規模氾濫減災協議会を組織する。

(7) 国土交通大臣は、指定河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を兵庫県知事、及びその他関係者に通報しなければならない。また、当該通報に係る事項を直ちに水防計画で定める水防管理者、及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

5 知事の責任(法第10条第3項、法第11条、法第13条第2項・第3項、法第13条の2第1項、法第13条の3、法第13条の4、法第14条第1項・第3項、法第14条の2第1項・第3項、法第14条の3第1項・第3項、法第15条の10第1項、法第16条第1項・第3項、法第24条の2、法第25条第2項)

(1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(2) 知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

ア 洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域

イ 水位周知下水道にかかる雨水出水浸水想定区域

ウ 水位周知海岸にかかる高潮浸水想定区域

(3) 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について、水防警報を公表しなければならない。

- (4) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等にかかる雨水出水特別警戒水位を定めた場合及び、あらかじめ指定した海岸にかかる高潮特別警戒水位を定めた場合も同様に行わなければならない。
- (5) 知事は、洪水予報を行った場合もしくは(4)の各特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町の長に通知しなければならない。
- (6) 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた時は、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知しなければならない。
- (7) 知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は(3)項の水防警報を発表したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- (8) 知事は、国土交通大臣から河川の水位が洪水特別警戒水位に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- (9) 知事は、あらかじめ指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水害による被害の軽減に資する組織を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。
- (10) 知事は、その管理する河川等について、浸水想定区域における氾濫による著しい危機が切迫していると認められ、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該状況に係る事項を関係者に通報するとともに、一般に周知しなければならない。

## 6 市町防災会議の責任(法第 15 条第 1 項・第 2 項)

- (1) 市町防災会議は、市町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - ア 洪水予報及び特別警戒水位(洪水、雨水出水、高潮)到達情報の伝達方法
  - イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
  - ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
  - エ 浸水想定区域(洪水、雨水出水、高潮)内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)又は要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - オ 大規模な工場その他の施設(エを除く)であって市町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの名称及び所在地(所有者又は管理者から申し出があった施設に限る。)
  - カ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 市町防災会議は、浸水想定区域内の前項エ及びオの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び特別警戒水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。

7 市町長の責任(法第 13 条の 2 第 2 項、法第 14 条の 2 第 1 項・第 3 項、法第 15 条第 3 項、法第 15 条の 3 第 3 項、法第 15 条の 11)

- (1) 市町長は、あらかじめ指定した排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (2) 市町長は、あらかじめ指定した排水施設等について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。
- (3) 市町長は、市町地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民、滞在者その他の者に周知させるよう努めるものとする。
- (4) 浸水想定区域を含む市町長は、市町地域防災計画に定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (5) 市町長は、要配慮者利用施設の所有者または管理者が避難確保計画を作成していない場合において、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について必要な助言又は勧告をすることができる。
- (6) 市町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。

8 市町地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者の責任(法第 15 条の 2)

- (1) 当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表しなければならない。また計画を作成する場合において、当該地下街等と連続する施設であって、当該地下街の利用者の避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがある場合は、当該施設の所有者または管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- (2) 洪水時の避難、浸水防止のための訓練を行わなければならない。
- (3) 自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。

9 市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任(法第 15 条の 3)

- (1) 当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告しなければならない。
- (2) 洪水時の避難のための訓練を行わなければならない。
- (3) 自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

10 市町地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者の責任(法第 15 条の 4)

- (1) 当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。
- (2) 洪水時の浸水防止のための訓練を行うこと。
- (3) 自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

11 水防管理者の責任(法第 15 条の 6・7、法第 17 条、法第 25 条第 1 項)

- (1) 水防管理者は、洪水被害軽減地区を指定するときは、公示及び通知、標識を設置しなければならない。
- (2) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。
- (3) 水防管理者等は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

12 警察署の任務(法第 22 条)

警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。

13 通信機関の責任(法第 27 条)

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

14 河川にかかる量水標管理者の責任(法第 12 条)

河川にかかる量水標管理者(土木事務所長等)は、量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

15 一般県民の義務(法第 24 条、法第 29 条)

一般県民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退き等の指示があったときは、その指示に従うものとする。

#### 第4節 安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員等(水防活動に従事する者)は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、下記の点について配慮し水防団員等は自身の安全を確保しなければならない。

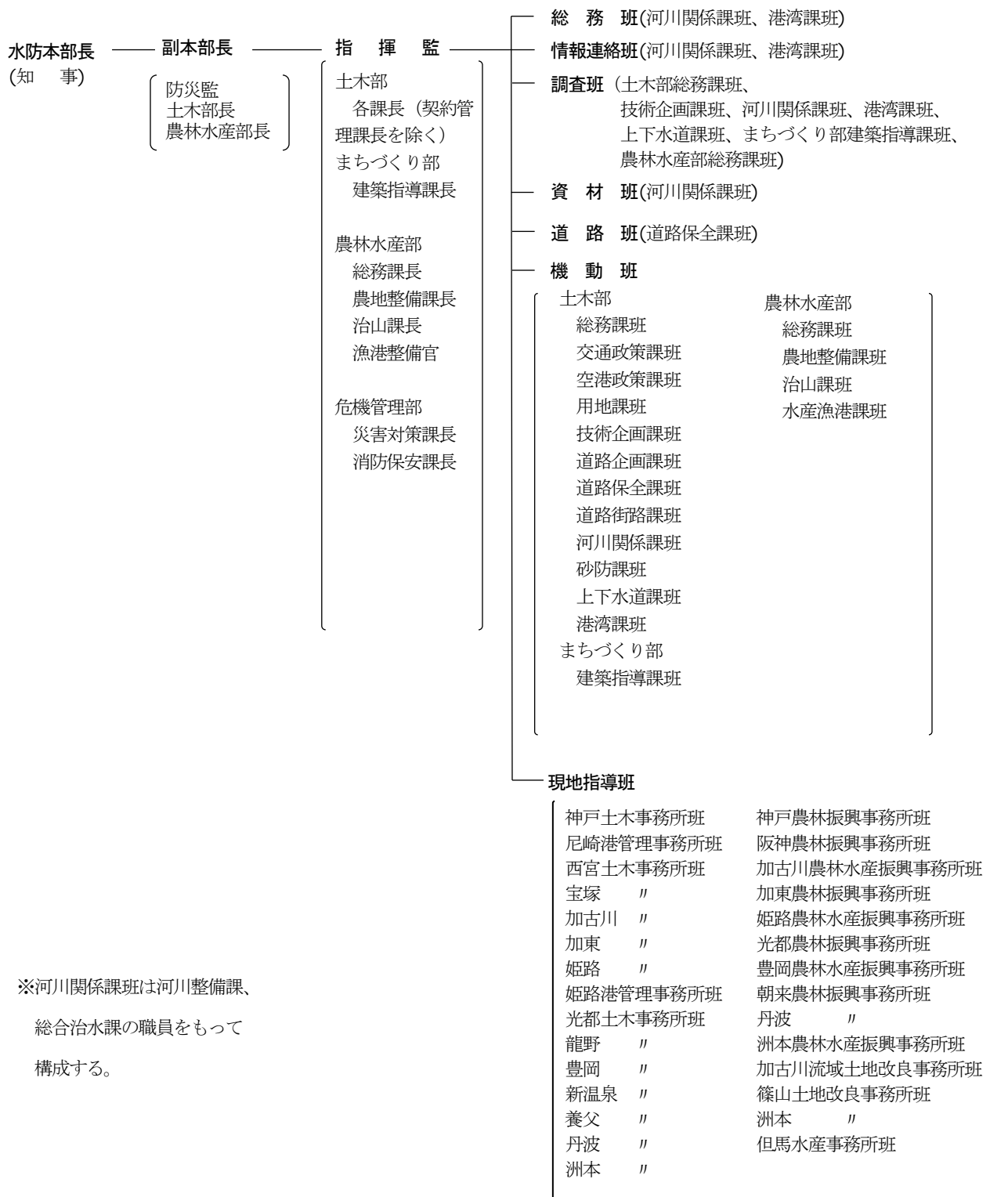
- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行する。またラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。
- (2) 水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団員等を随時交代させる。
- (3) 水防活動は原則として複数人で行い、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (4) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (5) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を水防団員等へ周知し、共有するほか、活動中の不測の事態に備え、待避方法、待避場所、待避を指示する場合の合図等を事前に徹底する。
- (6) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認し、水防団員が自身の安全を確保できないと判断する場合は安全確保を優先して避難する。

## 第2章 水 防 組 織

### 第1節 水 防 本 部

県は、県下における水防を統括するために水防本部を設置し、その事務局を土木部河川整備課内に置く。ただし、県に災害対策本部が設置された場合には、水防本部はそのままの形で災害対策本部の水防部になり、水防部の部長は土木部長をもってあてる。

#### 1 水防本部の機構



## 2 職務分担

- (1) 水防本部長は、水防本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、水防本部長を補佐し、水防本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 指揮監は、水防本部長の命を受け、各班を指揮監督する。

## 3 各班の事務分担

各班は、次の事務を分担する。

なお、その詳細については、班長があらかじめ定めておくものとする。

- (1) 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務
- (2) 情報連絡班 気象台、庁内関係各課、土木事務所等、国土交通省河川関係事務所、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録、広報(災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整)
- (3) 調査班 関係部所管の被害状況の把握及びその他調査報告
- (4) 資材班 資材の収集、確保、運送
- (5) 道路班 道路交通の確保
- (6) 機動班 所管指導班の応援
- (7) 現地指導班 所管区域内水防管理団体等の技術指導、情報連絡その他現地における水防事務

## 4 現地指導班の水防所管区域

### (1) 河川、国土交通省海岸関係

班 名	所 管 区 域	
神 戸 土木事務所	神戸市	(1市)
尼崎港管理事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市(尼崎港管理事務所所管区域)	(3市)
西 宮 土木事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市(尼崎港管理事務所の所管区域を除く)	(3市)
宝 塚 "	西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町)	(5市1町) (4市1町)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、加古郡(稲美町、播磨町)	(3市2町)
加 東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町)	(5市1町)
姫 路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (ただし、姫路港管理事務所の所管区域を除き、生野ダムを含む。)	(1市3町)
姫路港管理事務所	姫路市(姫路港管理事務所所管区域)	(1市)
光 都 土木事務所	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町)(引原ダムを含む。)	(2市2町)
龍 野 "	たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)	(2市1町)
豊 岡 "	豊岡市	(1市)
新温泉 "	美方郡(香美町、新温泉町)	(2町)
養 父 "	養父市、朝来市	(2市)
丹 波 "	丹波篠山市、丹波市	(2市)
洲 本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3市)
合 計		29市 12町

## (2) ため池関係

班 名	所 管 区 域
神戸農林振興事務所	神戸市 (1市)
阪神 "	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市 川西市、三田市、川辺郡(猪名川町) (7市1町)
加古川流域土地改良事務所	明石市、加古川市、高砂市、三木市、加古郡(稲美町、播磨町) 西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町) (8市3町)
姫路農林水産振興事務所	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)
光都農林振興事務所	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町) (4市3町)
豊岡農林水産振興事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)
朝来農林振興事務所	養父市、朝来市 (2市)
篠山土地改良事務所	丹波篠山市、丹波市 (2市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市 (3市)
合 計	29市 12町

## (3) 農林水産省海岸関係

班 名	所 管 区 域
加古川農林水産振興事務所	神戸市、明石市、加古郡(播磨町) (2市1町)
姫路 "	姫路市、赤穂市、たつの市 (3市)
但馬水産事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)
光都農林振興事務所	赤穂市内の農林水産省(農村振興局)所管海岸 (1市)
洲本農林水産振興事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市 (3市)
洲本土地改良事務所	淡路市、南あわじ市内の農林水産省(農村振興局)所管海岸 (2市)
合 計	9市 3町

## (4) 開発行為関係

班 名	所 管 区 域
神戸土木事務所	神戸市 (1市)
宝塚 "	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町) (7市1町)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、加古郡(稲美町、播磨町) (3市2町)
加東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町) (5市1町)
姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町)、たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)、 相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (5市6町)
豊岡 "	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡(新温泉町、香美町) (3市2町)
丹波 "	丹波篠山市、丹波市 (2市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市 (3市)
合 計	29市 12町

(注)県民局のまちづくり課及びまちづくり建築課は、その所在する土木事務所の現地指導班に編入する。

## 第2節 指定水防管理団体

知事は、水防法第4条に定めるところに従い、水防上公共の安全に重大な関係のある次の市町を指定水防管理団体に指定する。

関係事務所	所 管 区 域
神戸土木事務所	神戸市 (1市)
西宮 "	尼崎市、西宮市、芦屋市 (3市)
宝塚 "	西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市 (5市)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、播磨町 (3市1町)
加東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 (5市1町)
姫路 "	姫路市、市川町、福崎町 (1市2町)
光都 "	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町 (2市2町)
龍野 "	たつの市、宍粟市 (2市)
豊岡 "	豊岡市 (1市)
新温泉 "	新温泉町、香美町 (2町)
養父 "	養父市、朝来市 (2市)
丹波 "	丹波篠山市、丹波市 (2市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市 (2市)
合 計	28市 8町

## 第3節 水防連絡会

各土木事務所等は、管内の水防体制を強化し水防活動が円滑に行われるよう、それぞれ管内に適応した水防活動要綱を作成するとともに、次の諸団体で水防連絡会を組織する。事務局は、各土木事務所等に置き、各土木事務所長等が必要に応じて随時開催する。

水防連絡会の構成員

水防管理団体、県民局・県民センター関係課、土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所、農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所、加古川流域土地改良事務所、篠山土地改良事務所、洲本土地改良事務所、神戸地方气象台、国土交通省近畿地方整備局河川関係事務所、健康福祉事務所、警察署、消防団、水防団、ダム管理事務所、閘門管理者、県企業庁、自衛隊
--

### 第3章 水 防 態 勢

#### 第1節 水 防 態 勢

神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入るものとする。

なお、水防本部(水防本部長)は、水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったときは、直ちに本水防計画第4章の定めるところに従い、関係機関へ通知するものとする。

#### 第2節 水防非常配備

水防本部長は、水防態勢に入る必要があると認められるときは、県の機関に対し、水防非常配備態勢につくよう指令するものとする。ただし、指揮監(河川整備課長)は、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び態勢の強化を行わなければならない。この場合、直ちに水防本部長に報告するものとする。

なお、土木事務所等、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所及び但馬水産事務所は、水防本部(水防本部長)の指令によるほか、気象及び水位又は潮位等により洪水その他災害のおそれがあると認められるとき、及び地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の来襲が予想されるときは、水防非常配備態勢に移行するとともに、水防本部(水防本部長)及び管内水防管理者と密接な連絡をとらなければならない。

##### 1 連絡員待機

配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令
神戸地方気象台から水防に関する情報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき。	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数 名	連絡員待機

##### 2 水防非常配備

態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき【自動発令】。	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数の人員を配備	水防指令第1号
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき【自動発令】。	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員のうちからあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備	水防指令第2号
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき【自動発令】。 (4) 津波注意報、または津波警報、大津波警報が発表されたとき【自動発令】。	完全な水防態勢	原則として所属人員全員を配備	水防指令第3号

注1) 【自動発令】と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

注2) 人員については気象状況等を考慮し、この表に依らず継続した事態に対応した配備も可能とする。

### 第3節 水防管理団体の水防非常配備

水防管理団体の水防非常配備は、県の水防計画に準ずるものとし、水防管理者は、あらかじめその態勢を整備するとともに、年度水防計画に明記するものとする。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は、概ね次のとおりである。

#### 1 出動準備

水防管理者は、次の場合には管内水防団又は消防機関に対して、出動準備を命ずるものとする。

- (1) 河川の水位又は海岸の潮位が水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予想される時。
- (2) 気象状況等により水災による危険が予想される時。
- (3) ため池の危険が予想される時。

#### 2 出動

水防管理者は、次の場合には直ちに管内水防団又は消防機関にあらかじめ定められた計画に従って出動させ、警戒配備につかせるものとする。

- (1) 河川の水位もしくは海岸の潮位が氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがある時。
- (2) 気象状況等により水災による危険が切迫した時。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下等が予想される時。
- (4) 津波の来襲が予想される時。
- (5) ため池の危険が切迫している時。

### 第4節 水防態勢の解除

水位及び潮位が氾濫注意水位(警戒水位)もしくは警戒潮位以下に減じて水害もしくは高潮の危険がなくなったとき、地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれがなくなったとき、又は津波のおそれがなくなったときは、水防態勢を解除する。

- 1 水防本部(水防本部長)は、水防態勢の解除を命じた場合は、関係機関に通知するものとする。
- 2 水防管理者は、水防態勢の解除を命じた場合は、これを一般に周知するとともに、土木事務所等、各土地改良事務所、各農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所及び水防本部に対してその旨を報告するものとする。

## 第4章 気象状況の通知

### 第1節 気象注意報、気象警報

- 1 神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準  
最新の大雨、氾濫及び高潮のレベル2注意報・レベル3警報、レベル4危険警報・レベル5特別警報の基準は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。

[https://www.jma.go.jp/jma/ki\\_shou/known/ki\\_jun/hyogo.html](https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/ki_jun/hyogo.html)

- 2 津波注意報、警報の種類及び発表基準

発表基準・解説・発表される津波の高さ等  
(津波警報・注意報)

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

#### 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	発表官署
			数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁 又は大阪管区気象台
		5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m			
		3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	----------------------------	----	--------	---

注1) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

### 3 津波情報

大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

#### 津波情報の種類と内容

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さを発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波の観測値及び推定値の発表内容  
(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局地的に、予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容	発表官署
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区气象台
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(V T S E41) で発表される。

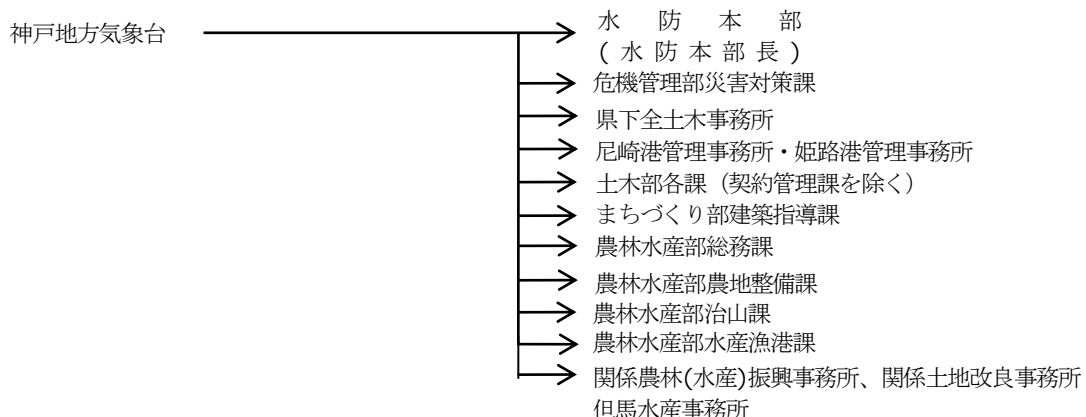
5 津波予報区域一覧

津波予報区	区域の表現
兵庫県北部	兵庫県の日本海沿岸
兵庫県瀬戸内海沿岸	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く兵庫県の瀬戸内海沿岸
淡路島南部	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市沿岸

第 2 節 気象状況の通知

神戸地方気象台の注意報・警報の通知

通知はフェニックス防災システムにより行う。



### 第3節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

#### 1 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発 表 者
猪 名 川	左岸 大阪府池田市古江町 69 番地先から神崎川への合流点まで	猪名川河川事務所 大阪管区气象台
	右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川への合流点まで	
藻 川	猪名川分派点から猪名川合流点まで	姫路河川国道事務所 神戸地方气象台
加 古 川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで	
	右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで	
揖 保 川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで	
	右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番の 2 地先から海まで	
中 川	揖保川からの分派点から海まで	
元 川	中川からの分派点から中川との合流点まで	豊岡河川国道事務所 神戸地方气象台
円 山 川	左岸 豊岡市日高町浅倉字茶園 1024 番の 1 地先から海まで	
	右岸 豊岡市日高町赤崎字開キ 1046 番地先から海まで	
出 石 川	左岸 豊岡市出石町鍛冶屋字五反田 377 番の 1 地先から円山川合流点まで	
	右岸 豊岡市出石町小人字山椒畑 182 番地先から円山川合流点まで	

#### 2 洪水予報の対象とする基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水位						河口からの距離
			水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫発生水位	計画高水位	
猪 名 川 (藻川を含む)	小戸	大阪府 池田市西本町	1.00m	2.50m	3.40m	4.00m	5.01m	5.15m	19.4 km
加古川上流	板波	西脇市 高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m	5.88m	6.58m	37.6 km
加古川下流	国包	加古川市 上荘町国包	1.50m	2.50m	4.30m	4.70m	7.78m	6.50m	14.2 km
揖保川上流	山崎第二	宍粟市 山崎町船元	2.30m	3.60m	3.90m	4.10m	4.42m	5.23m	29.5 km
揖保川下流 (中川・元川を含む)	龍野	たつの市 龍野町水神	2.00m	3.00m	3.30m	3.50m	3.76m	4.87m	12.9 km
円山川	立野	豊岡市立野	2.50m	4.50m	5.20m	6.20m	7.39m	8.16m	13.0 km
出石川	弘原	豊岡市 出石町弘原	0.60m	2.40m	3.40m	4.30m	4.89m	5.27m	24.2 km

### 3 指定河川洪水予報の名称等と発表基準

名称	情報名	状況	発表基準
レベル5 氾濫発生 情報	「レベル5氾濫 発生情報」	「レベル5氾濫特別 警報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達したとき、堤防の損傷、水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったとき<sup>注1</sup>など）</li> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>
レベル4 氾濫危険 警報	「レベル4氾濫 危険警報」	「レベル4氾濫危険 警報（発表）」 又は 「レベル4氾濫危険 警報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
レベル3 氾濫警報	「レベル3氾濫 警報」	「レベル3氾濫警報 （発表）」 又は 「レベル3氾濫警 報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・レベル4氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
レベル2 氾濫注意 報	「レベル2氾濫 注意報」	「レベル2氾濫注意 報（発表）」 又は 「レベル2氾濫注意 報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
	「レベル2氾濫 注意報（警報解 除）」	「レベル2氾濫注意 報（警報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル4氾濫危険警報又はレベル3氾濫警報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・レベル3氾濫警報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
—	「レベル2氾濫 注意報解除」	「レベル2氾濫注意 報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル5氾濫発生情報、レベル4氾濫危険警報、レベル3氾濫警報又はレベル2氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>

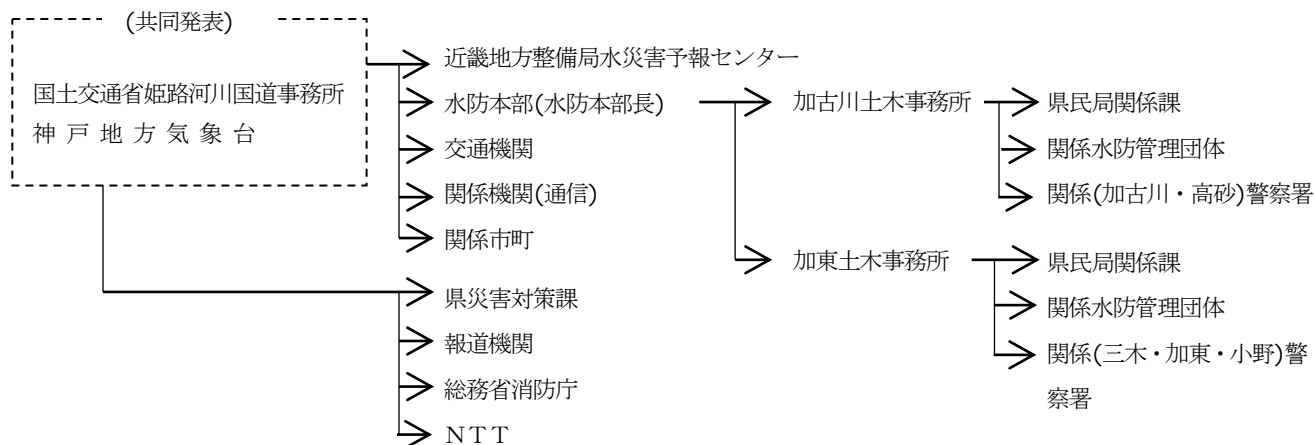
注1：堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫が切迫・発生していると河川管理者から通報があった場合には、国土交通省及び気象庁の双方の担当官署の間で協議し「レベル5 氾濫発生情報」を発表する。

国土交通省関係事務所長は、洪水予報河川の水位が氾濫発生水位に達したとき、又は、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、その旨を神戸地方気象台に通知する。

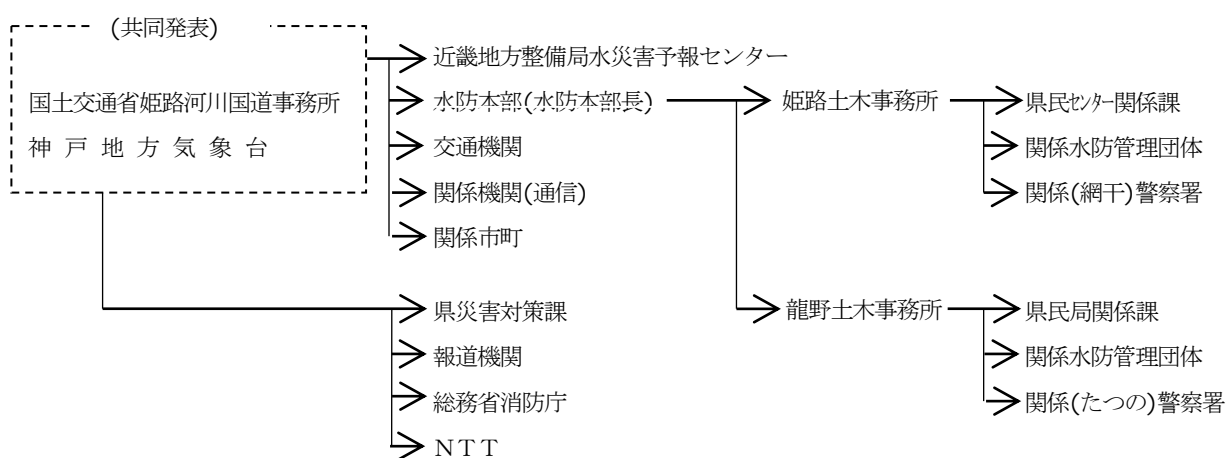
臨時的洪水予報については、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、すでに発表されているレベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する場合や、洪水予報を行う支援システム等に障害が生じた際の緊急措置での発表する場合など、上記の表の記載のない洪水予報を行う場合とする。

#### 4 洪水予報の通知

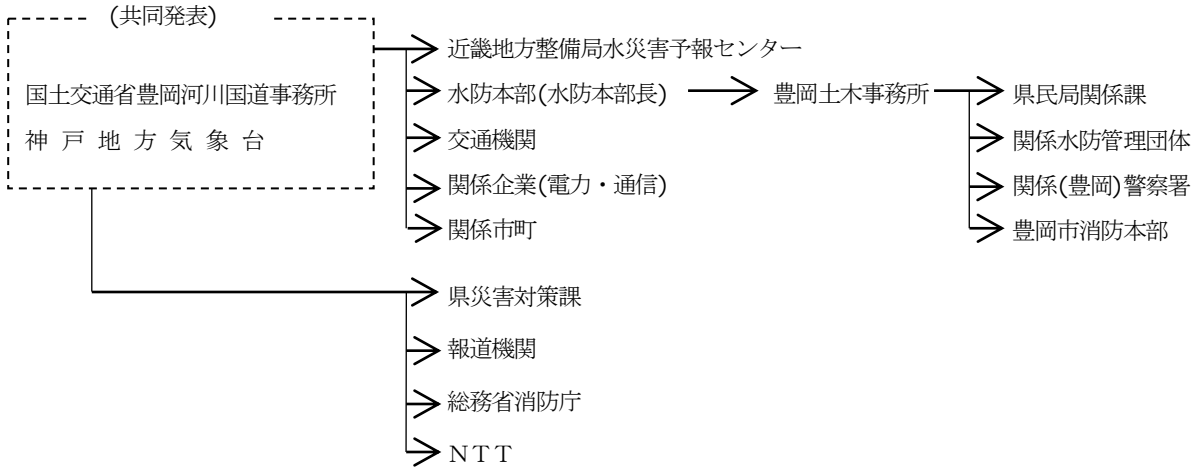
##### (1) 加古川



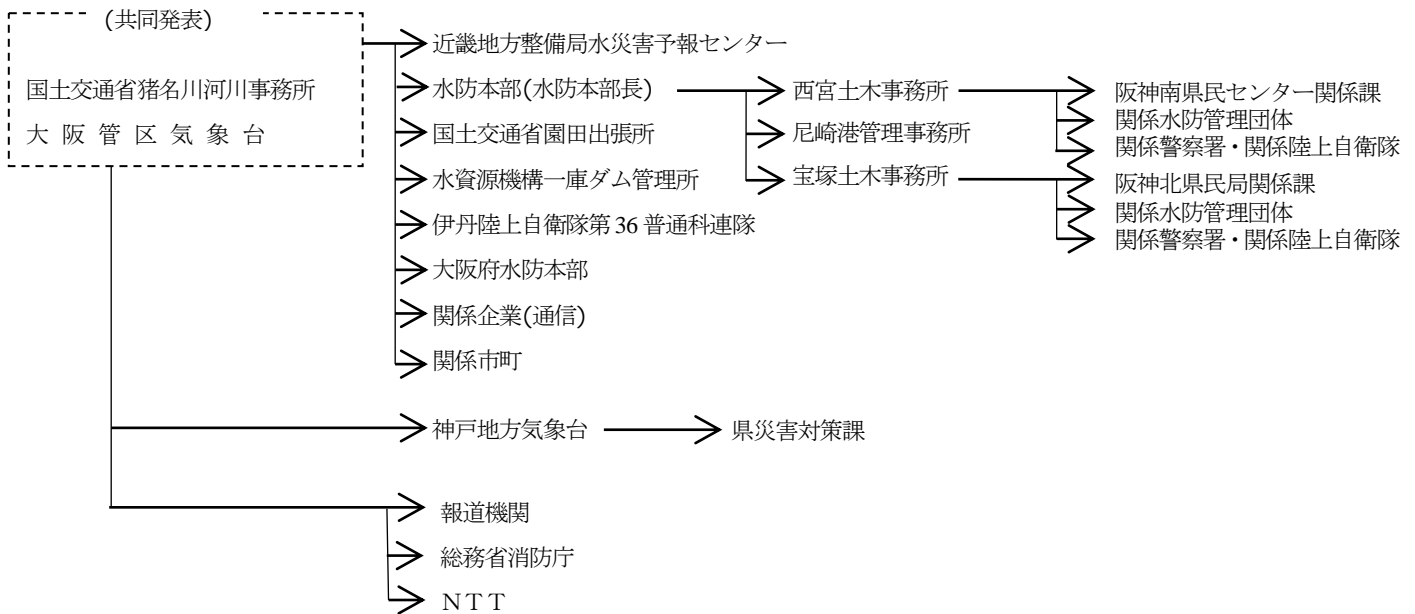
##### (2) 揖保川・中川・元川



(3) 円山川・出石川



(4) 猪名川・藻川



## 第4節 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

### 1 洪水予報の対象区域(P72～P75 参照)

河川名	区 域	発 表 者
市 川	左岸 姫路市砥堀字林ノ谷1400番の2地先から海に至るまで 右岸 姫路市砥堀字荒砂839番地先から海に至るまで	中播磨県民センター 神戸地方気象台
武庫川	左岸 尼崎市西昆陽4丁目1番1地先から海に至るまで 右岸 西宮市一里山町3番12地先から海に至るまで	阪神南県民センター 神戸地方気象台
千種川	左岸 赤穂郡上郡町上郡210番地先から海に至るまで 右岸 赤穂郡上郡町大持285番地先から海に至るまで	西播磨県民局 神戸地方気象台

### 2 洪水予報の対象とする基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水 位						河口からの距離
			水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫発生水位	計画高水位	
市 川	砥堀	姫路市砥堀	3.30m	4.30m	5.20m	5.60m	6.87m	5.79m	13.5km
武庫川	甲武橋	尼崎市武庫豊町	2.20m	3.20m	4.10m	5.20m	6.16m	5.62m	8.05 km
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.80m	5.70m	13.5km

### 3 指定河川洪水予報の名称等と発表基準

名称	情報名	状況	発表基準
レベル5 氾濫発生 情報	「レベル5氾濫発生情報」	「レベル5氾濫特別警報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達したとき、堤防の損傷、水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったとき<sup>注1</sup>など）</li> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>
レベル4 氾濫危険 警報	「レベル4氾濫危険警報」	「レベル4氾濫危険警報（発表）」 又は 「レベル4氾濫危険警報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
レベル3 氾濫警報	「レベル3氾濫警報」	「レベル3氾濫警報（発表）」 又は 「レベル3氾濫警報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・レベル4氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
レベル2 氾濫注意 報	「レベル2氾濫注意報」	「レベル2氾濫注意報（発表）」 又は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状</li> </ul>

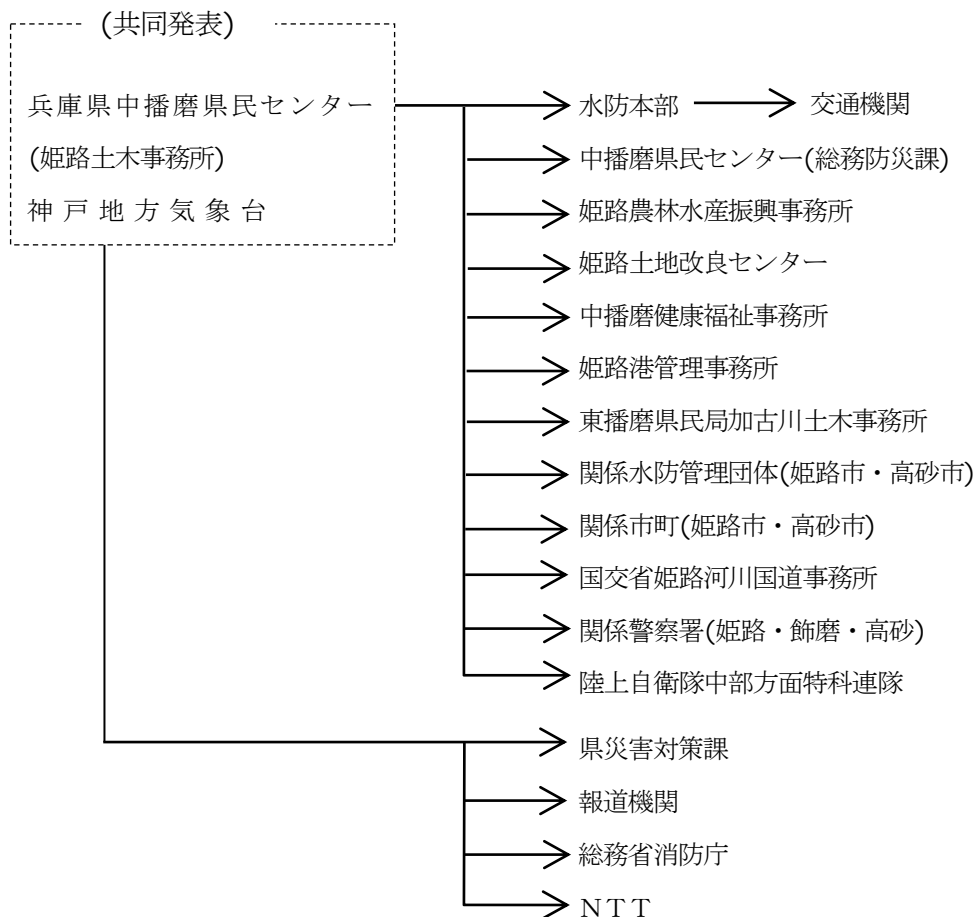
		「レベル2 氾濫注意報」	態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	「レベル2 氾濫注意報（警報解除）」	「レベル2 氾濫注意報（警報解除）」	・レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・レベル3 氾濫警報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
—	「レベル2 氾濫注意報解除」	「レベル2 氾濫注意報解除」	・レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫が切迫・発生していると河川管理者から通報があった場合には、兵庫県及び気象庁の双方の担当官署の間で協議し「レベル5 氾濫発生情報」を発表する。

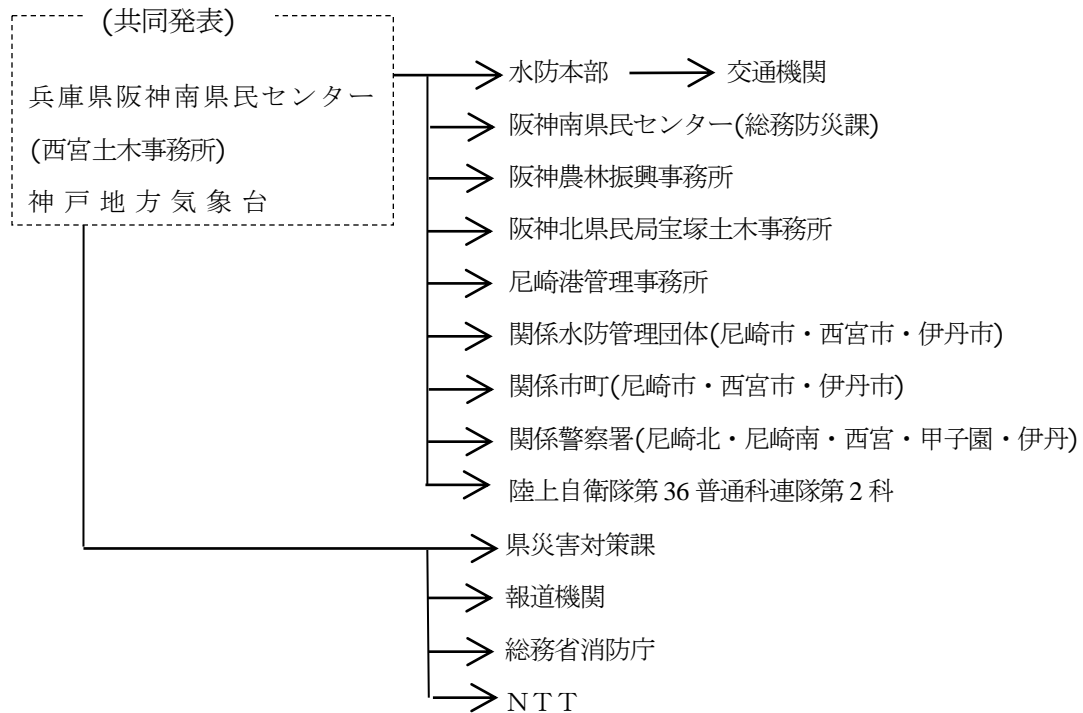
県民局長等(県民局長及び県民センター長)は、洪水予報河川の水位が氾濫発生水位に達したとき、又は、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、その旨を神戸气象台に通知する。

#### 4 洪水予報の通知

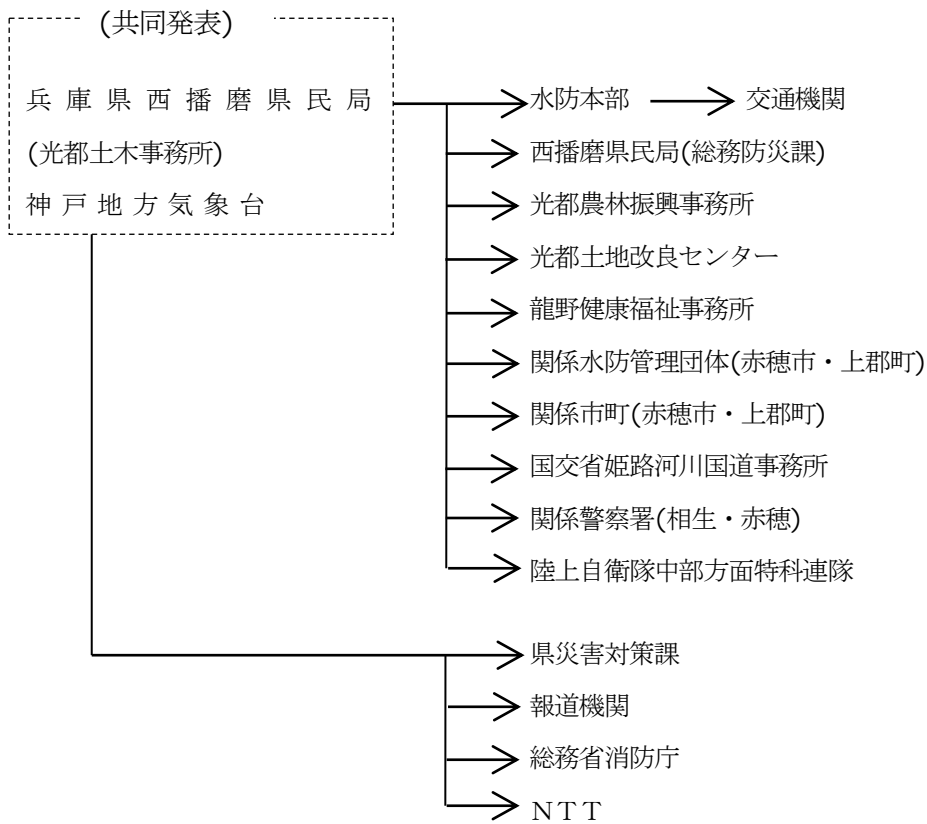
##### (1) 市 川



(2) 武庫川



(3) 千種川



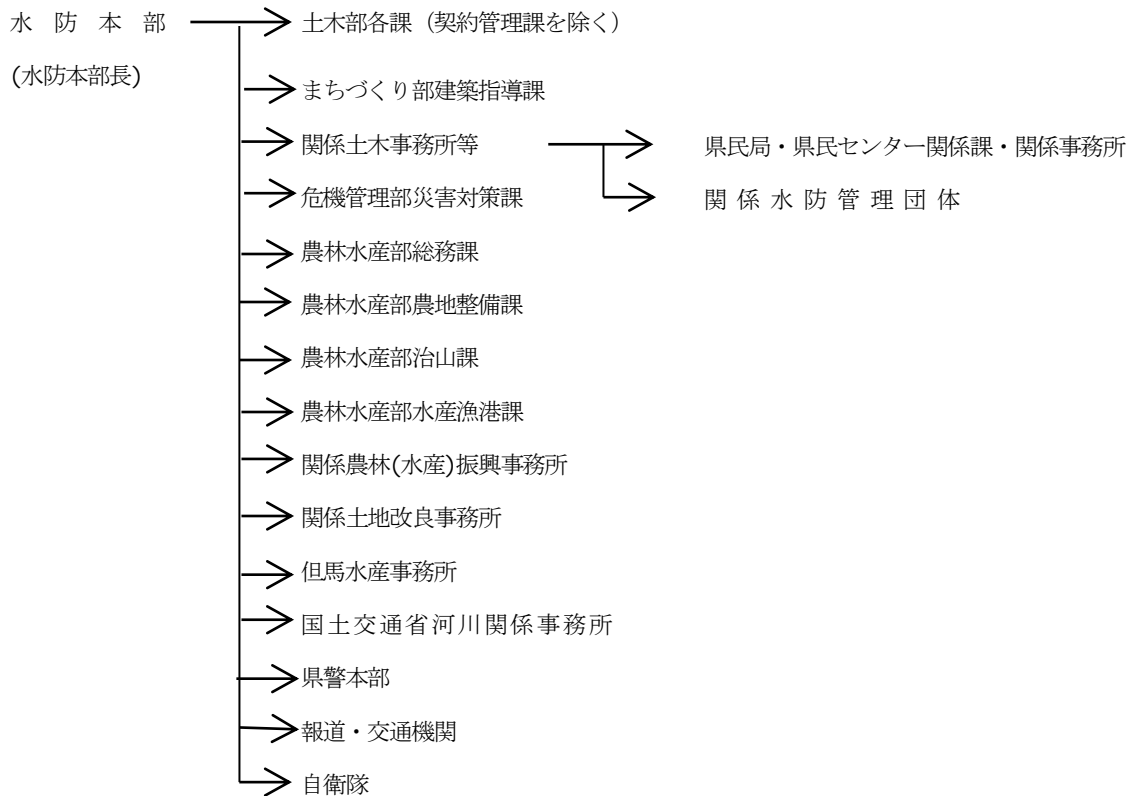
## 第5章 水防指令及び水防警報

### 第1節 水 防 指 令

#### 1 水防指令の種類

種 類	内 容
第 1 号	第1非常配備につくべき指令
第 2 号	第2非常配備につくべき指令
第 3 号	第3非常配備につくべき指令
解 除	水防非常配備を解除する指令

#### 2 水防指令の通知



## 第2節 国土交通大臣の発する水防警報

### 1 水防警報の対象区域

河 川 名	区 域
猪 名 川	左岸 池田市古江町 69 番地先から神崎川合流点まで 右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川合流点まで
藻 川	猪名川分派点から猪名川合流点まで
加 古 川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで 右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東 条 川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで 右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで
万 願 寺 川	左岸 小野市西脇町字古新田林 100 番地先から加古川合流点まで 右岸 小野市西脇町字池の尻 792 番地先から加古川合流点まで
揖 保 川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番 2 地先から海まで
中 川	揖保川分派点から海まで
元 川	中川分派点から中川合流点まで
林 田 川	たつの市龍野町片山字川向 492 番地先の県道中井橋から揖保川合流点まで
栗 栖 川	たつの市新宮町平野字前ヶ原 562 番地先の県道平野橋から揖保川合流点まで
円 山 川	左岸 豊岡市日高町浅倉字茶園 1024 番の 1 地先から海まで 右岸 豊岡市日高町赤崎字開キ 1046 番地先から海まで
奈 佐 川	左岸 豊岡市庄字堂ヶ瀬 7 番の 1 地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市宮井字カイナ谷 1294 番地先から円山川合流点まで
出 石 川	左岸 豊岡市出石町鍛冶屋字五反田 377 番の 1 地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市出石町小人字山椒畑 182 番地先から円山川合流点まで

## 2 水防警報の対象とする量水標

河川名	水 防 警 報 の 対 象 と す る 量 水 標						
	量水標	所在地	零点高	水 位			河口からの距離
				水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位	
猪名川 藻川	小戸	池田市西本町	21.307m	1.00m	2.50m	5.15m	19.4km
加古川 東条川	国包	加古川市上荘町国包	11.762m	1.50m	2.50m	6.50m	14.2km
万願寺川	万願寺	小野市西脇町神子ヶ渚	23.000m	2.90m	3.40m	6.34m	合流 1.5km
揖保川 中川 元川	龍野	たつの市龍野町水神	22.000m	2.00m	3.00m	4.87m	12.9km
栗栖川	東栗栖	たつの市新宮町芝田	47.401m	1.00m	1.50m	2.91m	合流 5.5km
林田川	誉	たつの市誉田町誉	17.770m	1.00m	1.40m	4.00m	合流 5.4km
円山川 奈佐川 下流	立野	豊岡市立野	0.000m	2.50m	4.50m	8.16m	13.0km
奈佐川 上流	宮井	豊岡市宮井	2.500m	2.10m	3.20m	5.09m	12.6km
出石川	弘原	豊岡市出石町弘原	6.500m	0.60m	2.40m	5.27m	24.2km

## 3 水防警報の種類

種類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
出 動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。
解 除	水防活動の終了の通知を行う。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

(津波時)※姫路河川国道事務所のみ

種類	内 容
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

#### 4 水防警報の発令基準

河川名	量水標	待機	準備	出動	解除
猪名川 藻川	小戸	水防団待機水位(指定水位)に達する時	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する30分前	水防活動の必要がなくなった時
加古川 東条川	国包	氾濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時
万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
揖保川 中川・元川	龍野	氾濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時
栗栖川	東栗栖	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
林田川	誉	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
円山川 奈佐川下流	立野	水防団待機水位(指定水位)に達した時又は氾濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時
奈佐川上流	宮井				
出石川	弘原				

注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

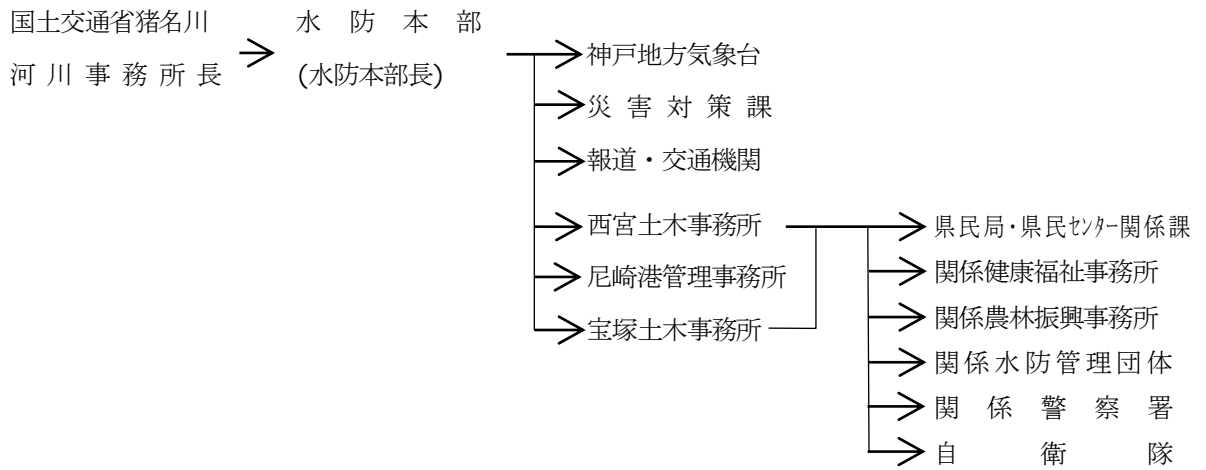
注2) 水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

#### (津波時)※姫路河川国道事務所のみ

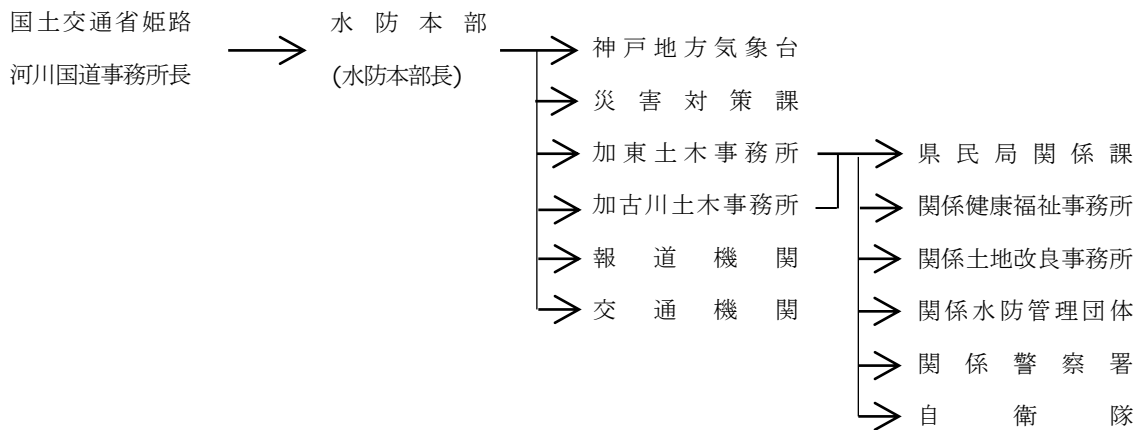
河川名	観測所名	出動	解除
加古川	国包	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
揖保川	龍野	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
中川			
元川			

5 水防警報の通知( -----は補助系統)

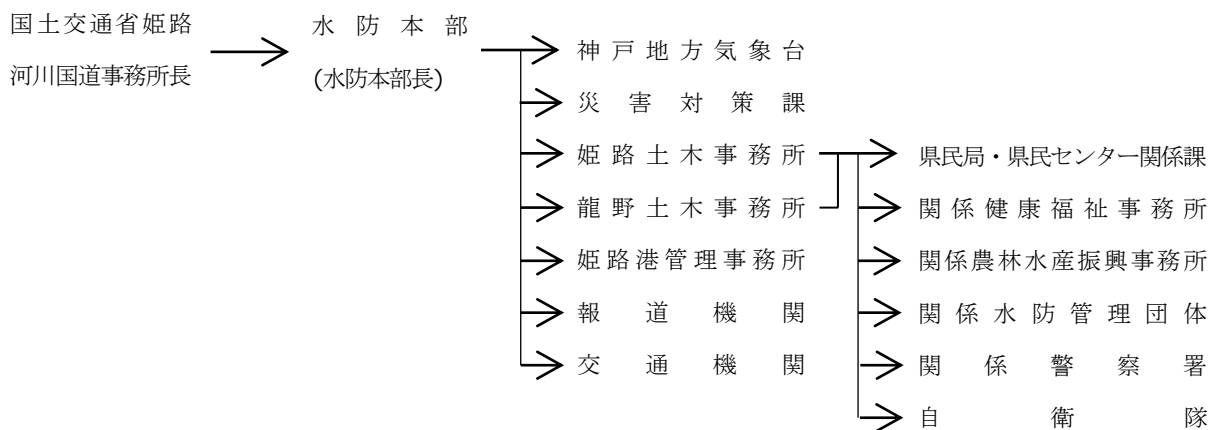
(1) 猪名川・藻川



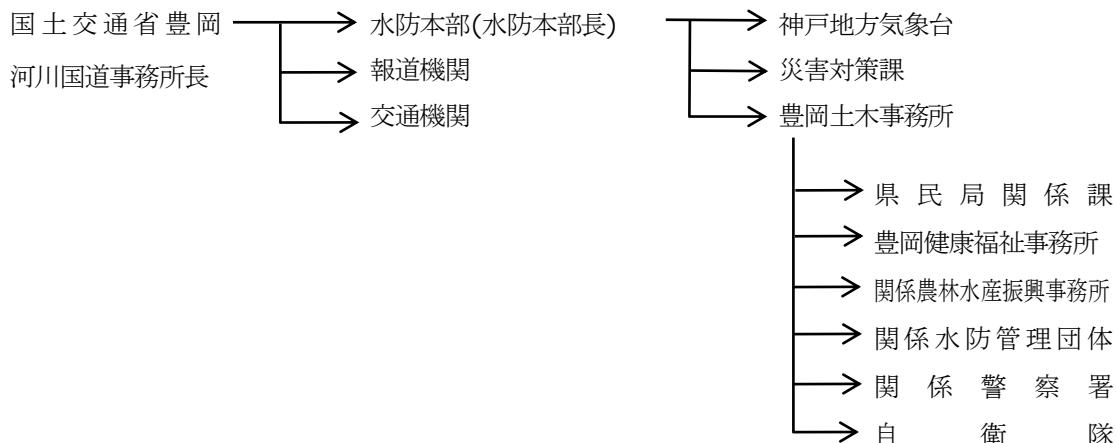
(2) 加古川・東条川・万願寺川



(3) 揖保川・中川・元川・林田川・栗栖川



(4) 円山川、奈佐川、出石川



第3節 知事の発する水防警報

1 水防警報河川

(1) 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。(対象区域及び量水標は参考資料のとおり)

ア 一級河川(31河川)

竹田川、※左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

※左門殿川は高潮による水防警報

イ 二級河川(40河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図及び日本海沿岸地域津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)

2 水防警報海岸

水防警報の対象海岸は下記のとおりとする。

- (1) 大阪湾沿岸 尼崎市、西宮市、芦屋市及び神戸市の海岸
- (2) 播磨沿岸 明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市及び赤穂市の海岸
- (3) 淡路島沿岸 淡路市、洲本市及び南あわじ市の海岸
- (4) 日本海沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸

3 水防警報の種類

種類	内容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号 出動	水防活動に出動させるもの。
第4号 解除	水防活動を終了させるもの。

#### 4 水防警報の発表

##### (1) 洪水・高潮発生時

知事が水防警報を発する河川又は海岸について、県民局長等(県民局長及び県民センター長)は、水防本部長からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び潮位状況を判断し、管内水防管理団体、その他水防に関係のある機関と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が、下表に基づき県民局長等が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、土木事務所長等は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに上下流の関係機関及び交通機関に通知するものとする。

	標準的な発表基準
1号 (待機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を〇cm(各県民局等において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき
2号 (準備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m(各県民局等において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位と氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時
3号 (出動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
4号 (解除)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位－〇cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

##### (2) 津波発生時

津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。

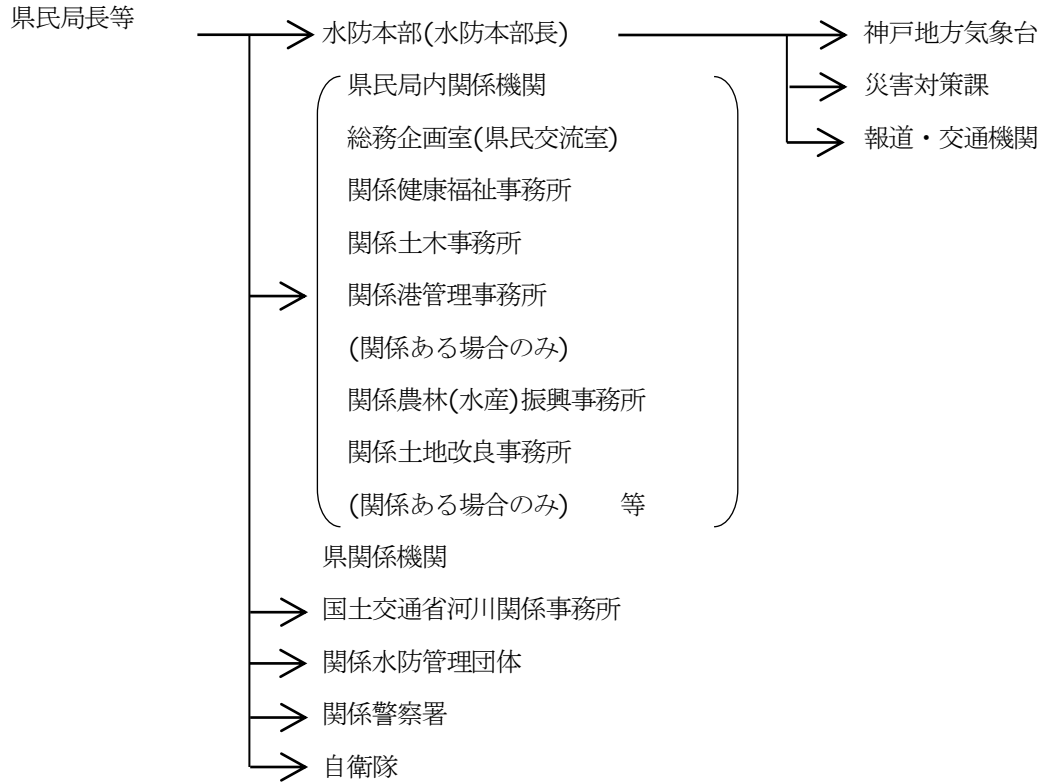
原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。

津波にかかる注意報・警報の発表があった時は、県民局長等は速かに水防警報を発する。

ただし、水防団員等が各水防活動場所において、前もって定めた「活動可能時間」を確保できない恐れがあり、水防団員等が自身の安全を確保できないと判断する場合は、安全確保を優先して避難させることとする。

	標準的な発表基準
3号 (出動)	津波注意報・警報が発表されたとき。(自動発表)
4号 (解除)	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき。

5 水防警報の通知



第4節 水位周知河川、水位周知海岸における水位情報等の周知・公表

1 国土交通大臣が行う水位情報等の通知及び周知

(1) 対象河川及び特別警戒水位(氾濫危険水位)及び氾濫発生水位

河川名	量水標	特別警戒水位 (氾濫危険水位)	氾濫発生水位	国土交通省担当事務所
東条川	国包	4.7m	6.22m	姫路河川国道事務所
万願寺川	万願寺	6.0m	7.23m	
林田川	誉	3.1m	4.33m	
栗栖川	東栗栖	2.3m	2.78m	
引原川※	曲里	3.1m※	3.57m	
奈佐川下流	立野	6.2m	7.39m	豊岡河川国道事務所
奈佐川上流	宮井	4.9m	5.48m	

※県の基準量水標における避難判断水位を準用

(2) 水位周知河川の水位到達情報の種類、発表基準

種 類	発 表 基 準
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき
レベル2 氾濫注意情報	氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき

(3) 水位情報等の通知及び周知

- ア 国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したときは、その旨を兵庫県水防本部長及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- イ 国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が氾濫発生水位に達したとき、又は、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、その旨を兵庫県水防本部長、関係市町長、及び、神戸地方気象台に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- ウ 兵庫県水防本部長は、国土交通省関係事務所長からア及びイの通知を受けたときは、関係水防管理団体に通知する。(通知方法は、国土交通大臣の発する水防警報と同じ。P28～P29)

2 知事が行う水位及び潮位情報等の通知及び周知

(1) 対象河川、対象海岸(水位及び潮位は参考資料のとおり)

ア 一級河川(30 河川)

竹田川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

イ 二級河川(40 河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

ウ 海岸(4 沿岸)

大阪湾沿岸（兵庫県域）、播磨沿岸、但馬沿岸、淡路沿岸※

※淡路沿岸は、東浦（旧淡路町～洲本市）、灘（旧南淡町）、西浦（旧北淡町～旧西淡町）に区分する。

(2) 水位周知河川の水位及び水位周知海岸の潮位の到達情報の種類、発表基準

ア 河川で発表する情報

種 類	発 表 基 準
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき
レベル2 氾濫注意情報	氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき

イ 海岸で発表する情報

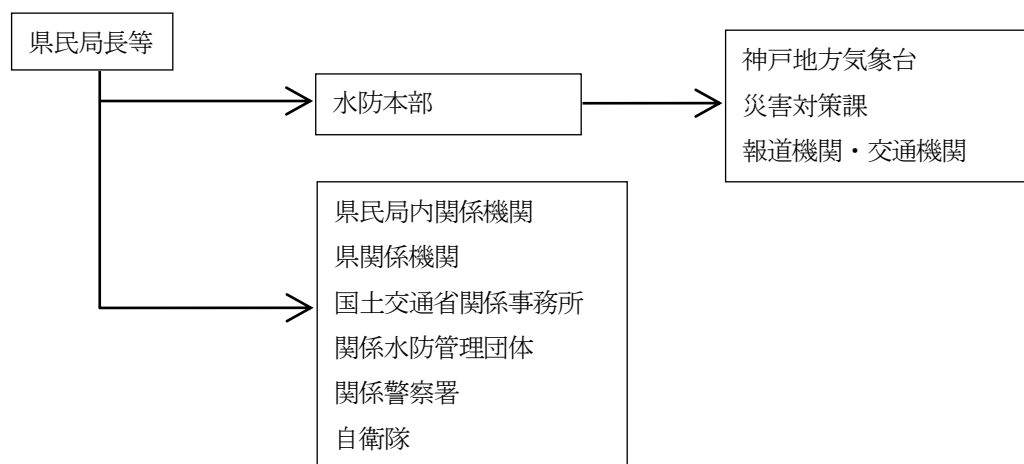
種 類	発 表 基 準
高潮氾濫発生情報	高潮特別警戒水位に達したとき等

(3) 水位情報等の通知及び周知

ア 県民局長等(県民局長及び県民センター長)は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき、及び特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。

イ 県民局長等(県民局長及び県民センター長)は、水位周知河川の水位が氾濫発生水位、若しくは、水位周知海岸の潮位が高潮特別警戒水位に達したとき、又は、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。(法第24条の2)

ウ 水防本部長は、県民局長等からア及びイの通知を受けたときは、その旨を神戸地方気象台・報道機関・交通機関等に通知する。



## 第6章 雨量、水位及び潮位の報告

### 第1節 雨量報告

土木事務所等は、進んで水防本部と連絡を取るとともに、管内雨量観測所から正確な資料を迅速に入手し、水防本部に報告するものとする。

水防本部は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定」に基づき、雨量に係る情報を神戸地方気象台に提供するものとする。

#### 1 雨量の報告

事務所→水防本部

水防本部が指示したときは、1時間ごとに報告する。

#### 2 報告の中止

- (1) 雨がやみ、報告の必要がなくなったとき。
- (2) 水防態勢を解いたとき。
- (3) 水防本部から指示したとき。
- (4) その他通報の必要を認めなくなったとき。

### 第2節 水位及び潮位の報告

水防管理者又は量水標（検潮器）管理者は、量水標の水位又は検潮器の潮位が水防団待機水位（通報水位）もしくは通報潮位に達したとき、又は氾濫注意水位（警戒水位）もしくは警戒潮位に達したとき、河川及び海岸に関しては土木事務所等へ、ため池は各農林（水産）振興事務所、各土地改良事務所へ報告を行うものとする。

土木事務所等又は各農林（水産）振興事務所及び各土地改良事務所は、報告を受けると直ちに水防本部（水防本部長）に通知し、その後の水位の変動並びに高潮及び波浪を監視して的確な情報の把握に努めるとともに、進んで水防本部と緊密な連絡を保たなければならない。

また、県の観測結果及び国土交通省の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に資料の交換を行うものとする。

水防本部は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定」に基づき、水位に係る情報を神戸地方気象台に提供するものとする。

#### 1 水位及び潮位の報告

##### (1) 事務所→水防本部

ア 次の場合に報告する。

- ・ 水防団待機水位（通報水位）もしくは通報潮位に達したとき。
- ・ 氾濫注意水位（警戒水位）もしくは警戒潮位に達したとき。
- ・ 避難判断水位に達したとき。
- ・ 氾濫危険水位（特別警戒水位）もしくは高潮特別警戒水位に達したとき。
- ・ 氾濫発生水位に達したとき。

※1 ただし、河川情報システム等により水防本部において水位（潮位）を把握できる場合は省略することができる。

※2 報告対象河川については、洪水予報河川及び水位周知河川に限る。

- イ 水防本部が指示したときは、次の場合に報告する。
- ・ 通常の満潮位を越える高潮又は波浪が予想されるとき。
  - ・ その他、水防本部が必要と認めるとき。

## 2 報告の中止

- (1) 水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位を下回ったとき。
- (2) 氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位を下り、今後の水位又は潮位の上昇が認められなくなったときには、その旨を連絡し報告を中止する。
- (3) 水防態勢を解いたとき。
- (4) 水防本部から指示したとき。

## 3 欠測の場合

テレメータ等による水位(潮位)観測の欠測が発生した場合、量水標(検潮器)管理者は速やかに水防本部に報告するほか、次のいずれかの方法により水位(潮位)の把握に努めるものとし、併せて水防管理者等の関係者に水位(潮位)状況を周知するものとする。

- ・ 現地に水位(潮位)監視員を配置する。
- ・ 河川監視カメラ等により水位(潮位)状況を把握する。
- ・ 近隣水位計等により水位(潮位)状況を把握する。
- ・ その他、適切な方法により水位(潮位)状況を把握する。

### 第3節 雨量、水位及び潮位の報告系統

土木事務所等→水防本部(水防本部長)

### 第4節 水防管理者への状況通知

土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、気象、水位、雨量、風速等によって洪水又は、高潮等のおそれがあるときは、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに、あらかじめ定めておいた担当員を現場に派遣し水防の指導に当らせる。

### 第5節 水位の公表

量水標の水位又は検潮器の潮位の状況は、以下の方法で公表を行う。

- 1 公表を行う量水標(検潮器)の名称・設置場所・水位(潮位)  
附表第2表のとおり
- 2 公表手段  
川の防災情報 (<http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>)  
海の防災情報 (<https://micos-sc.jwa.or.jp/hyogo-kouwan/>)
- 3 公表を行う時間間隔  
川の防災情報 降雨時 10分・平時 1時間  
海の防災情報 5分

## 第7章 水 防 活 動

### 第1節 巡 視 ・ 点 検

#### 1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

#### 2 非常時

##### (1) 洪水・高潮

水防管理者等は、洪水・高潮にかかる水防警報等が発表されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位(潮位)の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 海側又は、川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

オ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

##### (2) 津波

水防管理者等は、津波にかかる水防警報等が発表されたときは、時間等の余裕がある範囲において河川、海岸等の警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

## 第2節 水防作業

### 1 洪水・高潮

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。但し、当該水防管理者は、水防団員等の安全が確保できないと判断した場合はこの限りではない。

なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐ作業を行うにあたっては、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者等は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

### 2 津波

津波注意報・警報が、発表された場合は、水防管理者等は次の活動を行う。

但し、当該水防管理者が、水防団員等の安全の確保ができないと判断した場合はこの限りではない。

また、水防団員等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮し、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

## 第3節 緊急通行

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

#### 第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

#### 第5節 避難のための立退き

##### 1 計画

水防管理者は、所轄警察署長及び関係機関と協議し、あらかじめ立退計画を作成し、水防計画に明記するとともに、訓練等を実施し地域住民の安全確保に努めるものとする。

なお、立退計画には次の事項を具備するものとする。

- (1) 避難場所及びその責任者並びに収容人員
- (2) 避難経路及び誘導方法
- (3) 連絡系統及び連絡施設
- (4) 避難場所及び経路の標識並びに照明設備
- (5) 給水及び給食休養施設

##### 2 準備及び指示等

###### (1) 避難準備

河川及びため池又は海岸では、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達し、洪水又は高潮等による被害のおそれがある場合、水防管理者又は土木事務所長等及び各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、必要な地域に対し広報車、テレビ、ラジオ等によって避難の準備を指示するものとする。

###### (2) 避難のための立退きの指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、土木事務所長等又は水防管理者は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに水防本部に報告しなければならない。

###### (3) 立退指示の周知徹底

避難のための立退きの指示者は、テレビ、ラジオ、広報車、水防信号、その他の方法により区域の居住者に周知徹底を図るものとする。

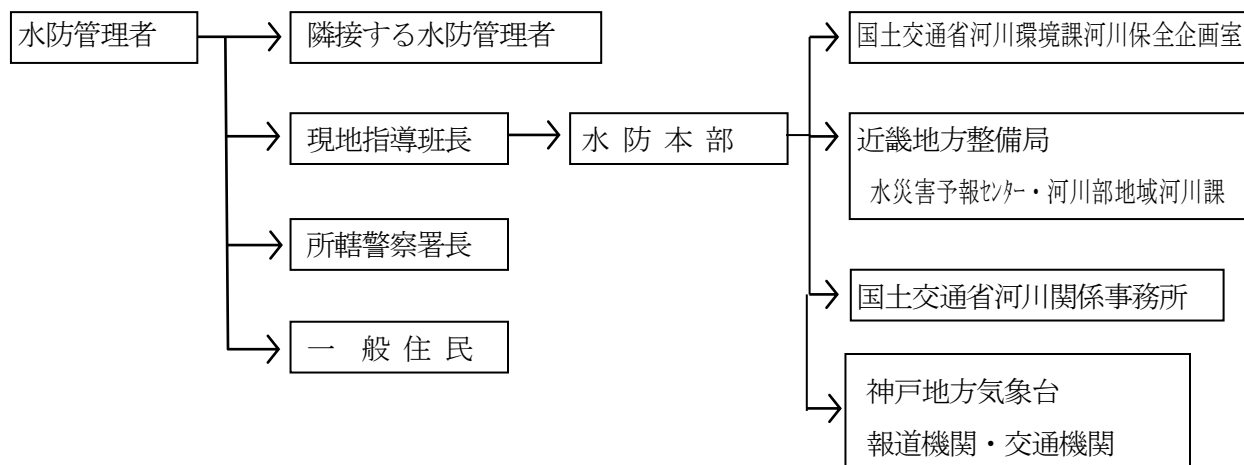
## 第6節 決壊の通報及び決壊後の処置

### 1 決壊の通知

ア 水防管理者は、堤防その他の施設の決壊、浸透及び侵食等の異常を発見したときは、直ちにその旨を知事その他関係者に通報する。(水防法第25条第1項関係)

イ 決壊等により人の生命又は身体に危険が及びおそれがあるような場合、市町長が行う警戒レベル5緊急安全確保発令は、決壊等の河川名又は海岸名、及び、地点名を付し、フェニックス防災システムを使用するものとする。(水防法第25条第2項関係)

#### (1)通信系統



### 2 決壊後の処置

#### (1) 決壊等の後の処置

水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

#### (2) 現地指導班の処置

現地指導班は、現地の適切な処置を行うとともに、水防本部及び所轄警察署、その他必要な機関に連絡する。

## 第8章 施設管理者等による活動

### 第1節 施設等の監視・報告

施設管理者及び工事施工者(以下「施設管理者等」という。)は、以下のとおり施設の監視を行うこととする。但し、津波にあつては、施設操作を行うにあたり、安全に避難できない場合は、操作せず避難を優先することとする。

#### 1 量水標及び検潮器の監視(テレメータによる監視を含む)

- (1) 施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、降雨又は暴風雨のときは、常に量水標及び検潮器の水位(潮位)監視にあたる。
- (3) 連絡員は、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達したときは、直ちに施設管理者に急報する。
- (4) 監視員は、水位又は潮位観測表を備え、1時間ごとに観測した水位又は潮位及び最高水位又は最高潮位を記録するとともに連絡員に施設管理者へ報告させる。
- (5) 河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき、河川管理者は水防管理団体及び関係機関に通知する。

#### 2 堤防の監視

##### 出水時の監視

水防団待機水位(通報水位)に達したとき、施設管理者は監視員及び連絡員を堤防巡視にあたらせる。氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、施設管理者は監視員を重点監視区間の監視にあたらせる。堤防に浸透・侵食等の異常が発見された場合、施設管理者は水防管理者及び関係機関へ通知する。

#### 3 水門もしくは閘門等又はため池の監視

- (1) 水門もしくは閘門等又はため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。
- (3) 監視員及び連絡員は、河川又は海岸の量水標又は検潮器が水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達したという通知及び津波注意報・警報の発表によって出動し、水門もしくは閘門等又はため池の警戒・操作にあたり、その状況を水門もしくは閘門等又はため池の管理者に報告する。
- (4) 水門もしくは閘門等又はため池の管理者は、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所(センター)に通知する。

#### 4 ダム等の監視

##### (1) 河川管理施設ダム

ダムの管理者は、操作規則に基づき関係機関に通知する。

##### (2) 河川区域内・利水ダム

ダムの管理者は、操作規程、管理規程等に基づき土木事務所等に通知する。

##### (3) 河川区域外・利水ダム

ア ダムの管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

イ 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障のないようにする。

ウ 監視員及び連絡員は、増水時にはダムの警戒・操作にあたり、その状況をダムの管理者に報告する。

エ ダムの管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所長等に通知する。

#### (4) 河川区域外・ため池

- ア ため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- イ 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。
- ウ 監視員及び連絡員は、増水時にはため池の警戒・操作にあたり、その状況をため池の管理者に報告する。
- エ ため池の管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所に通知する。

#### 5 排水機場の監視

排水機場の管理者は、操作規則に基づきその作業を行ったときは、水防管理者に連絡するとともに、関係機関に通知する。

#### 6 水防上影響のある工事の監視

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平時から水防管理者と連絡を密にし、増水時には、嚴重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防管理者に連絡し必要な措置を講じる。

### 第2節 情報連絡

土木事務所等、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所、各水防管理者及びダム、水門、閘門、ため池、排水機場等の管理者は、情報を伝達する箇所及び使用する通信施設等をあらかじめ定めて情報を交換する。

### 第3節 水防定員

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、概ね次を標準とする。

- 1 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20m につき 1 人。
- 2 その他の箇所については、その延長 50m につき 1 人。

ただし、水防管理者が、水防実施に支障がないと認める場合は、その標準以下に減ずることができる。

### 第4節 重要水防箇所

県下水防区域のうち、現状及び洪水又は高潮等の場合において、公共に及ぼす影響の大きい河川、海岸の区域を重要水防箇所とする。

### 第5節 重点監視区間

県管理の洪水予報河川及び水位周知河川の堤防で、出水時に堤防機能に支障を及ぼす変状（浸透・侵食等）の生じる可能性が相対的に高い区間を重点監視区間とする。

## 第9章 水防信号及び水防標識等

### 第1節 水防信号


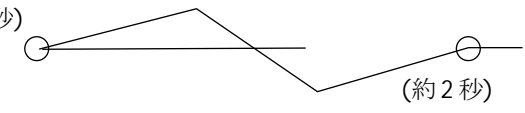

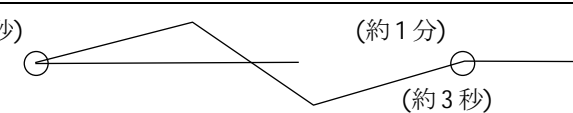
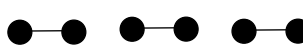
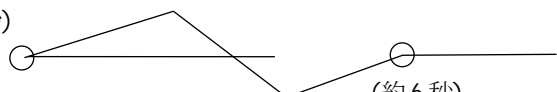

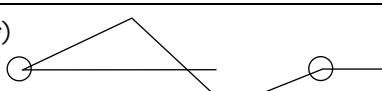
#### 1 水防信号

警 鐘 信 号				サイレン信号						
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	○ - 休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分		○ - 休止 - ○ - 休止		
1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。										

- (1) 第1信号 河川又は溜池では量水標が氾濫注意水位(警戒水位)に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速 20m/s 程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

#### 2 津波注意報・警報の伝達

津波注意報・警報を鐘音またはサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標 識 の 種 類	警 鐘 信 号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

注意1) 鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標識				
津波注意報標識	<table border="1"> <tr> <td>赤</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>白</td> <td>赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤		白			
白		赤			
津波警報標識					
大津波警報標識					

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

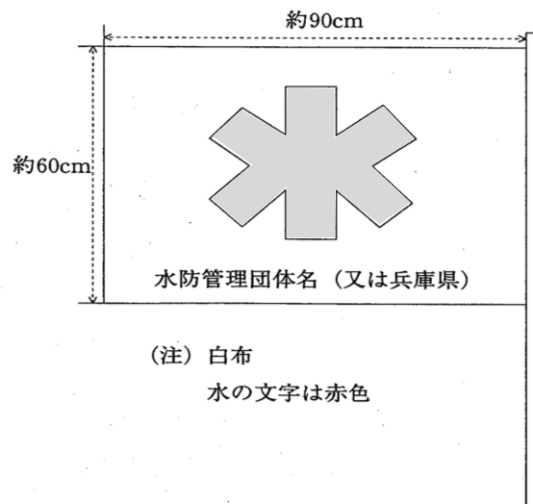
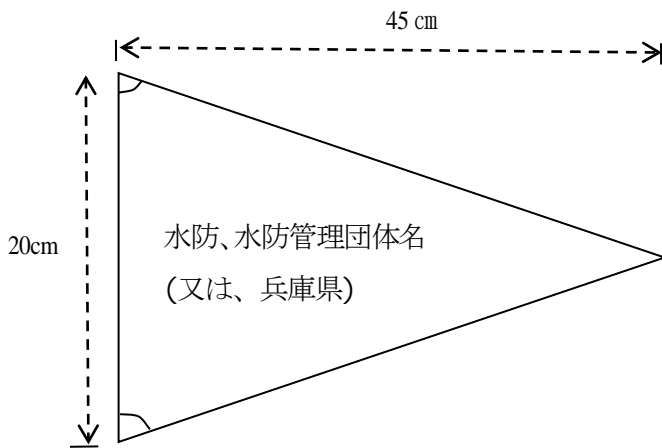
第2節 水防標識等

1 水防標識等

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受け、次の標識を設備する。

- (1) 警鐘又はモーターサイレン
- (2) 赤ランプ(昼夜間共)
- (3) 標旗

標旗(乗用車用)

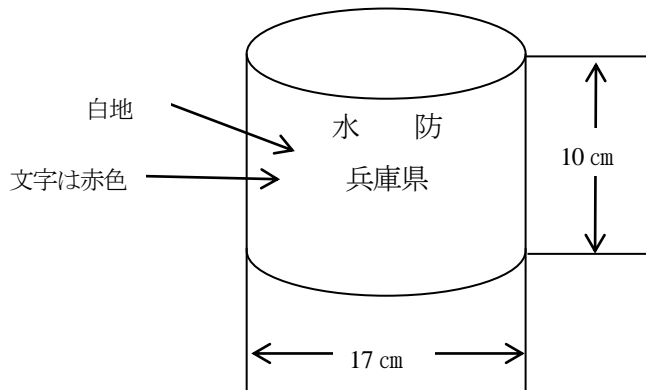


(注) 白地：水防の文字は赤色

水防管理団体名(又は兵庫県)は青色

## 2 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。



※水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

### 第3節 身分証明書

法第49条の規定による本県職員身分証明書は、次のとおりである。

水防職員の証	
第 号	交付 令和 年 月 日
所属機関名	水 防
氏 名	生年月日
所属機関の長	氏名 印
心 得	
1 本証は、自己の身分を明らかにする。	
2 記名以外の者の使用を禁ず。	
3 本証の身分に異動のあったときは、速やかに訂正を受ける。	
4 本証は、水防法第49条第2項に規定する証票である。	

注  
「水防」の文字は赤字  
表

裏

## 第10章 水防設備の整備及び輸送の確保

### 第1節 水防設備の整備

#### 1 指定水防管理団体

水防上必要な設備は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等であり、次の基準によりこれらの施設及び機材の確保に努める。

##### (1) 水防倉庫

ア 倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するものであり、担当堤防延長1,000m～2,000mごとに1箇所を目安とする。

イ 大きさは、間口9.1m、奥行3.64m(建坪33㎡＝10坪)を標準とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利なところを選ぶ。

##### (2) 水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準

品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	杉丸太 長4.00m 末口9cm	30本
ビニールむしろ	30枚	杉丸太 長3.00m 末口6cm	50本
なわ(ビニール製)	500m	くぎ(6吋)	11kg
針金(10番又は8番)	23kg	かけや	10丁
スコップ	20丁	小車	3台
たこづち	5丁	ペンチ	3丁
のこぎり	5丁	金づち	3丁
おの	5丁	かすがい	50本
かま	10丁	バケツ	1個
なた	5丁	救命ブイ	5個
くわ	10丁	ロープ	100m
じょれん	10丁	懐中電灯	2個
つるはし	3丁		

ア 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ ビニールむしろ及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。

ウ 器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。

##### (3) 受信機

水防管理者は、停電時においても気象状況を聴取できるよう携帯用ラジオを設備する。

#### 2 その他の水防管理団体

指定水防管理団体に準ずる。

#### 3 ため池の管理者

ため池水防上の必要度に応じて所要の器具、資材を備蓄する。

#### 4 兵庫県

県下の水防が円滑に実施できるよう必要な施設を設置し、必要な器具、資材を備蓄する。なお、水防管理団体の自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、器具、資材の貸出しをする。

##### (1) 量水標

ア 区域内の適当な箇所に量水標を建設する。

イ 設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれのないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。

ウ 量水標の幅は20cm、目盛りは2cm刻み、自黒の交互10cmごとの数字を黒書きとし、1mごとの数字を赤書きとする。

エ 水防団待機水位(通報水位)及び氾濫注意水位(警戒水位)は、横に赤線で画し、夜光塗料を塗布する。

##### (2) 雨量計、水位計、風速計及び検潮器

施設管理者は、区域内の適当な箇所に雨量計及び水位計を設け、必要に応じて風速計及び検潮器を設ける。

##### (3) 河川監視カメラ

重要水防箇所の適当な箇所に河川監視カメラを設置し、水防活動を支援する。

##### (4) 水防ステーション

必要な器具、資材を備蓄し、水防時においては職員を配備し水防活動にあたる。

#### 5 その他

各水防管理団体は、水防資材、器材の確保のため、水防区域所在の資材業者を登録し、手持資材量を調査して緊急時の補給に備えること。

また、資材、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

### 第2節 輸送の確保

水防管理団体は、非常の際、重要水防箇所への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。

- 1 水防本部並びに土木事務所等及び各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所相互の輸送経路については、水防本部において各所の報告に基づき通行路線を決定する。
- 2 土木事務所等及び水防管理団体の間の輸送経路について、各所において管内のあらゆる状況により通行路線を決定する。
- 3 水防管理団体は、あらかじめ水防活動に必要な輸送経路図を作成すること。
- 4 輸送車の確保及び配備についても、あらゆる状況に即応できるよう万全の措置を講じておく。
- 5 広域にまたがる場合には、兵庫県地域防災計画風水害等対策計画又は地震災害対策計画に準ずるものとする。

## 第11章 他の水防機関との協力及び応援

### 第1節 水防管理団体相互の協力と応援

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求めるものとし、応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。

応援は、水防法第23条の規定及び次の定めに基づき行動する。

- 1 応援のため派遣される団員は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。
- 2 隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし、水防計画に定めるものとする。

### 第2節 警察署との協議

水防管理者並びに土木事務所長等及び各農林(水産)振興事務所長、各土地改良事務所長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退き等の計画の作成に必要と認められる事項について管轄警察署長と協議しておくものとする。

### 第3節 隣接府県との協定

#### 1 大阪府との協定

神崎川、左門殿川又は猪名川に関係のある尼崎市、伊丹市、川西市、淀川右岸水防事務組合、豊中市及び池田市の水防管理者は、次のとおり水防について協力し、応援するものとする。

- (1) 上、下流及び対岸の水防管理者から応援を求められたときは、法第23条の規定に基づき行動するものとする。
- (2) 前記の水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて情報を交換する。

#### 2 京都府との協定

京都府と関係のある竹田川については、次のとおり協力するものとする。

- (1) 竹田川の堤防が決壊又は堤防から水があふれる危険がある場合、又は決壊した場合は、直ちに直下流関係水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡する。
- (2) 上、下流の水防管理者から応援を求められたときは、法第23条の規定に基づき行動するものとする。
- (3) 前項の水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて情報を交換する。
- (4) 兵庫県丹波市市島町量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したときは、京都府関係土木事務所連絡する。

### 第4節 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、兵庫県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

但し、水防管理者は、知事に上記の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

#### 第5節 河川管理者の協力及び援助

河川法第22条の2により、河川管理者は河川に関する情報の提供など兵庫県や水防管理者が作成した水防計画に定められた事項について、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

## 第12章 水防記録及び報告

### 第1節 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- 1 水防実施状況報告書
- 2 法第23条第1項の応援を求めた理由
- 3 法第24条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- 4 法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- 5 法第28条第1項により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 法第28条第1項により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- 7 法第28条第1項により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況
- 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- 11 現地指導の公務員の職氏名
- 12 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- 13 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- 14 警戒中の水位観測表
- 15 法第34条第1項の水防協議会の設置
- 16 法第32条の2水防訓練の概要

### 第2節 報 告

#### 1 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては土木事務所長等を経由し、ため池に関しては各農林(水産)振興事務所又は各土地改良事務所(センター)長を経由し、知事に対し、3日以内に報告するものとする。

- (1) 前節の1、4、5、8、11、12及び15の事項
- (2) その他必要と認める事項

#### 2 土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、避難判断水位、又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 法第29条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、(2)、(6)及び(7)については、関係警察署長、隣接水防管理者及び関係福祉事務所長へ通報する。

## 第13章 水 防 通 信

### 第1節 水防上緊急を要する通信の経路

水防上緊急を要する通信については、防災行政(水防)・道路管理用無線電話又は一般電話の非常取扱いとする。

### 第2節 防災行政(水防)無線局設置箇所及び通信系統

- 1 県内における防災行政(水防)無線局設置箇所及び通信系統は、資料編1附表第14表に示す。
- 2 県庁及び国土交通省(消防庁、内閣府)間の多重無線回線(マイクロ回線)の通信系統は、資料編1附表第15表に示す。

### 第3節 専用通信施設の使用

知事及び水防管理者は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

- 1 警察通信施設
- 2 西日本旅客鉄道株式会社通信施設
- 3 阪急電鉄株式会社通信施設
- 4 阪神電気鉄道株式会社通信施設
- 5 山陽電気鉄道株式会社通信施設
- 6 神戸電気鉄道株式会社通信施設
- 7 国土交通省通信施設
- 8 関西電力送配電株式会社通信施設

## 第14章 費用負担及び公用負担

### 第1節 費用負担

- 1 水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が負担する。  
他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。
- 2 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

### 第2節 公用負担

- 1 公用負担権限  
法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。
  - (1) 必要な土地の一時使用
  - (2) 土石、竹木その他の資材の使用
  - (3) 土石、竹木その他の資材の収用
  - (4) 車両その他運搬用機器または排水用機器の使用
  - (5) 工作物その他の障害物の処分また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(1)から(4)((3)における収用を除く。)の権限を行使することができる。
- 2 公用負担命令権限証  
法第28条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。
- 3 公用負担命令書  
法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。
- 4 損失補償  
水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第 15 章 指定水防管理団体の水防計画及び水防訓練

### 第 1 節 指定水防管理団体の水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、法第 33 条の規定により県の水防計画に応じた水防計画を策定し、土木事務所長等へ届出なければならない。また、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、土木事務所長等の協議の上、これを変更しなければならない。指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画の策定又は変更を行ったときは、その要旨の公表に努めなければならない。
- 2 その他の水防管理団体についても前項に準じて水防計画を策定する。
- 3 指定水防管理団体の管理者は、水防計画について関係警察署長及び消防機関の長に通知する。

### 第 2 節 水 防 訓 練

指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない(法第 32 条の 2)。

#### 1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測(雨量、水位、潮位、風速)
- (2) 通報(無線、電話)
- (3) 動員(水防団、消防団、居住者の応援)
- (4) 輸送(資材、器材、人員)
- (5) 工法(各水防工法)
- (6) (排・取)水門、角落しの操作
- (7) 避難、立退き(危険区域居住者の避難)

#### 2 実施時期

- (1) 指定水防管理団体は、増水期までに水防訓練を行うものとする。
- (2) その他の水防管理団体の訓練時期は、前項に準ずる。

## 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 第1節 水防法に基づく洪水及び高潮浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川、水位周知河川及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

また、県は、水位周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域（以下、「浸水想定区域」という。）の指定日及び関係市町は、以下のとおりである。

#### (1) 国管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域指定日	関係市町	管内
淀川	猪名川	H28. 6. 14	尼崎市、伊丹市、川西市	西宮、宝塚
淀川	藻川	H28. 6. 14	尼崎市、伊丹市	西宮、宝塚
加古川	加古川	H28. 5. 31	加東市、小野市、加西市、三木市、加古川市、高砂市、姫路市、播磨町	加東、加古川 姫路
揖保川	揖保川	H28. 5. 31	姫路市、たつの市、宍粟市、太子町	姫路、龍野
揖保川	中川	H28. 5. 31	姫路市、たつの市	姫路、龍野
揖保川	元川	H28. 5. 31	たつの市	龍野
円山川	円山川	H28. 6. 14	豊岡市	豊岡
円山川	出石川	H28. 6. 14	豊岡市	豊岡

#### (2) 県管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域指定日	関係市町	管内
武庫川	武庫川	H30. 6. 8	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、丹波篠山市	神戸、西宮、 宝塚、丹波
市川	市川	R2. 11. 20	朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市	姫路、養父
千種川	千種川	H30. 6. 8	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市	光都、龍野

## (3)水位周知河川

水系名	河川名	浸水想定区域指定日	関係市町	管内
加古川	淡河川	R1. 5. 31	神戸市	神戸
武庫川	武庫川	H30. 6. 8	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、丹波篠山市	神戸、西宮、宝塚、丹波
	有馬川	H30. 6. 8	神戸市、西宮市	神戸、西宮
高橋川	高橋川	R1. 8. 30	神戸市	神戸
住吉川	住吉川	R1. 8. 30	神戸市	神戸
石屋川	石屋川	R1. 8. 30	神戸市	神戸
都賀川	都賀川	R1. 8. 30	神戸市	神戸
新湊川	新湊川	R1. 8. 30	神戸市	神戸
妙法寺川	妙法寺川	R1. 8. 30	神戸市	神戸
福田川	福田川	R1. 5. 31	神戸市	神戸
山田川	山田川	R1. 8. 30	神戸市	神戸
明石川	明石川	H30. 6. 8	神戸市	神戸
明石川	伊川	R1. 8. 30	神戸市、明石市	神戸、加古川
夙川	夙川	R1. 8. 30	西宮市	西宮、尼崎港
淀川	猪名川	H28. 6. 4	尼崎市、伊丹市、川西市	西宮、宝塚
芦屋川	芦屋川	R1. 8. 30	芦屋市	西宮、尼崎港
谷八木川	谷八木川	R1. 8. 30	明石市	加古川
赤根川	赤根川	R1. 8. 30	明石市	加古川
瀬戸川	瀬戸川	R1. 8. 30	明石市	加古川
喜瀬川	喜瀬川	R1. 8. 30	播磨町、加古川市、稲美町	加古川
法華山谷川	法華山谷川	R1. 8. 30	加古川市、高砂市	加古川
天川	天川	R1. 8. 30	高砂市、姫路市	加古川、姫路
加古川	加古川	H28. 5. 31	加東市、小野市、加西市、三木市、加古川市、高砂市、姫路市、播磨町	加東、加古川、姫路
	美囊川	H30. 6. 8	三木市	加東
	志染川	R1. 5. 31	三木市	加東
	万願寺川	R1. 5. 31	加西市	加東
	下里川	R1. 5. 31	加西市	加東
	万勝寺川	R1. 5. 31	小野市	加東
	東条川	H30. 6. 8	小野市、加東市、丹波篠山市	加東、丹波
千鳥川	R1. 5. 31	加東市	加東	

加古川	野間川	H30.6.8	西脇市、多可町	加東
	杉原川	R1.5.31	西脇市、多可町	加東
揖保川	揖保川	H28.5.31	姫路市、たつの市、宍粟市、太子町	姫路、龍野
	林田川	R1.5.31	姫路市、たつの市	姫路、龍野
市川	市川	R2.11.20	姫路市、福崎町、神河町、市川町	姫路
	越知川	R1.8.30	神河町	姫路
夢前川	夢前川	R1.8.30	姫路市	姫路
夢前川	菅生川	R1.8.30	姫路市	姫路
大津茂川	大津茂川	R1.8.30	姫路市	姫路
千種川	千種川	H30.6.8	宍粟市、佐用町、赤穂市、上郡町	龍野、光都
千種川	佐用川	R1.10.15	佐用町	光都
千種川	志文川	R1.10.15	佐用町	光都
揖保川	引原川	R1.5.31	宍粟市	龍野
	菅野川	R1.5.31	宍粟市	龍野
揖保川	栗栖川	R1.5.31	たつの市	龍野
円山川	奈佐川	H28.6.14	豊岡市	豊岡
円山川	奈佐川	R1.8.30	豊岡市	豊岡
円山川	出石川	R1.8.30	豊岡市	豊岡
円山川	稲葉川	R1.8.30	豊岡市	豊岡
竹野川	竹野川	R2.5.29	豊岡市	豊岡
佐津川	佐津川	R2.5.29	香美町	新温泉
矢田川	矢田川	R2.5.29	香美町	新温泉
矢田川	湯舟川	R2.5.29	香美町	新温泉
岸田川	岸田川	R2.5.29	新温泉町	新温泉
岸田川	久斗川	R2.5.29	新温泉町	新温泉
大栃川	大栃川	R2.5.29	新温泉町	新温泉
円山川	八木川	R1.8.30	養父市	養父
円山川	大屋川	R1.8.30	養父市	養父
円山川	建屋川	R1.8.30	養父市	養父
由良川	竹田川	H30.6.8	丹波市	丹波
加古川	篠山川	R1.5.31	丹波篠山市、丹波市	丹波
	宮田川	R1.5.31	丹波篠山市	丹波
	柏原川	R1.8.30	丹波市	丹波
	高谷川	R1.8.30	丹波市	丹波
	葛野川	R1.8.30	丹波市	丹波
志筑川	宝珠川	R2.5.29	淡路市	洲本
洲本川	洲本川	R1.8.30	洲本市	洲本

都志川	都志川	H30. 6. 8	洲本市	洲本
三原川	三原川	H30. 6. 8	南あわじ市	洲本
郡家川	郡家川	R2. 5. 29	淡路市	洲本

兵庫県ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/page.html>

(4)洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川  
国土交通省令で定める基準に該当する河川の洪水浸水想定区域の公表状況及び関係市町については県ホームページに掲載している。

兵庫県ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/page.html>

#### (5)水位周知海岸

沿岸名	浸水想定区域 指定日	関係市町	管内
大阪湾沿岸 (兵庫県域)	R4. 6. 7	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、 神戸市	尼崎港、 宝塚、神戸
播磨沿岸	R4. 6. 7	明石市、播磨町、加古川市、高砂市、 姫路市、たつの市、相生市、赤穂市	加古川、 姫路港、龍野、 光都
但馬沿岸	R4. 6. 7	豊岡市、香美町、新温泉町	豊岡、新温泉
淡路沿岸(東浦)	R4. 6. 7	淡路市、洲本市	洲本
淡路沿岸(灘)	R4. 6. 7	南あわじ市	洲本
淡路沿岸(西浦)	R4. 6. 7	淡路市、洲本市、南あわじ市	洲本

兵庫県ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks17/takashioshi nso/takashioshi nso.html>

### 第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報の伝達方法

(2)避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

(3)災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4)浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(5)その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 第3節 洪水・内水・高潮ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた上記第16章第2節(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供、その他の必要な措置を講じることとする。

### 第4節 予想される水災の危険の周知等

市町長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

### 第5節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### **第6節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等**

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### **第7節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等**

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### **第8節 浸水被害軽減地区**

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを指定した地区である。現在、兵庫県内には指定された地区は無い。

## 参 考

### 要 領 及 び 通 達

- 1 市町に対する気象注意報・警報等の伝達について
- 2 気象に関する注意報・警報等の伝達について
- 3 水防非常配備に対する準備態勢としての連絡員待機について
- 4 兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定等
- 5 津波における水防非常配備態勢に関する協定書

### 参 考 資 料

- 1 洪水予報 発表対象区域
- 2 水防警報河川（海岸）・水位周知河川一覧表

昭和52年7月26日

北摂整備局土木部長  
各土木事務所長 殿  
姫路港管理事務所長

土 木 部 長

市町に対する気象注意報・警報等の伝達について

標記について、かねて市町から県地域防災計画による系統と、水防計画による系統を、1本化するよう要望があり、各市町の意見を照会した結果、1本化にする希望が多かったので、各市町の意見を調整し、水防計画による系統を廃止することとしました。よって、別添のとおり、生活部長から各市町に通知をしたのでおしらせします。

なお、各市町の水防関係担当課にも、この旨を周知させ、実施については、下記のとおり遺憾のないようにして下さい。

記

- (1) 水防系統の通報は、雨、洪水、高潮に関するものであるが、地域防災計画では、すべての気象情報を通報する義務があるので、水防系統による通報を廃止する。
- (2) 土木事務所等から市町への通報をとりやめる。よって、県水防計画第6章第1節の気象状況通知の水防管理者（市町長）への通知の項は、当分の間、この通達によるものとする。
- (3) 気象注意報、警報等の土木事務所等への通報は従来どおりとする。
- (4) 水防指令、水防警報等のとりあつかいは、従来どおりとし、連絡をうけた土木事務所等は、関係市町へ通報する。
- (5) 通信の途絶等により、消防防災課からの通報が不能になったときには、水防系統を利用することもあり得るので申添える。
- (6) 市町への連絡を廃止したときには、現在実施している略号による通報も廃止することもあり得る。

昭和52年 7 月 25 日

各 市 町 長 殿  
各消防事務組合管理者

兵 庫 県 生 活 部 長

気象に関する注意報・警報等の伝達について  
(津波に関するものを除く)

県地域防災計画および水防計画による気象注意報・警報等の伝達については、かねてからその伝達ルートを一本化するよう要望があり、県において各市町の意見を照会する等、検討を行って来たところではありますが、今後下記のとおり実施したいので関係者に周知されるようお願いします。

記

- 1 各市町における受信担当部課等を別表のとおりとし、市町の関係部課等に対する必要な通報は、受信部担当部課が行う等、夫々の実情に応じて実施されるよう計画されたい。
- 2 注意報等の発表機関（県北部は豊岡測候所・県南部は神戸海洋気象台）から上記1に至る伝達ルートは、県地域防災計画の伝達系統図による。
- 3 水防法第10条の2に定められた水防管理者（市町長）に対する通報は今後上記1および2によって行うこととし、従来県土木事務所等を通じて行っていた通報は、取り止める。
- 4 実施期日 昭和52年 8 月 16 日から実施
- 5 留意されたい事項
  - (1) 今回の措置は、気象に関する注意報等の伝達に限るものであり、水防指令等、気象以外の事項については従来から定められた伝達ルートによる。
  - (2) 気象注意報等の伝達は、災害対策基本法・水防法・気象業務法に定められた業務であり市町における関係部課等多岐にわたることと思われるので、受信担当部課等から関係部課等に対する通報洩れがないよう十分に配慮されたい。
  - (3) 気象警報は、気象業務法によって電々公社からも通報されるが、市町における受信担当課については、伝達が適正に行われるよう市町の防災計画等で検討されたい。

※ 平成15年 4 月 1 日から県北部・南部とも神戸海洋気象台が注意報等の発表機関となっています。  
なお、豊岡測候所は、平成19年10月 1 日に廃止となりました。

平成2年5月1日

各土木事務所長  
関係各課長 殿

土 木 部 長

水防非常配備に対する準備態勢としての  
連絡員待機について（通知）

近年、局地的、突発的な集中豪雨が各地で多発する状況に鑑み、水防非常配備態勢の迅速な展開を図るため、本年度よりその準備態勢として連絡員待機を行うこととしたので、下記に留意の上、実施にあたって遺漏のないよう取図られたい。

記

1. 連絡員待機は、神戸海洋気象台または豊岡測候所から水防に関する注意報が発表されるおそれがある時、または発表された時等、水防本部が必要と認めた時に水防本部長が各事務所長に発令する。

ただし、事務所長の判断により、連絡員待機を行う場合はその限りでない。

2. 連絡員待機に要する人員は数名をもってこれにあたることとし、雨量、水位または潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行う。

3. 連絡員待機は雨量等の情報連絡を行うとともに水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。

※ 平成15年4月1日から県北部・南部とも神戸海洋気象台が注意報等の発表機関となっています。  
なお、豊岡測候所は、平成19年10月1日に廃止となりました。

## 兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定

兵庫県（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、兵庫県地域防災計画に基づく災害対策等に係わる事務に関し、相互に密接な連携を図るため、注意報・警報・特別警報及び観測資料等（以下、「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この協定は、乙が発表する情報を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

### 第2章 装置等の設置

#### （装置等の設置）

第2条 甲及び乙は、情報交換のために必要な装置を設置する。

2 前項の装置のうち、甲は、乙の所管する庁舎内に、別表1に示した情報交換のために必要な装置を設置する。

#### （費用負担）

第3条 別表1に示した装置の設置、運用及び維持管理に要する経費は、情報の相互交換を実施するうえで必要な維持管理費（電力の使用料をいう。）を除き、甲の負担とする。

#### （設置場所の無償使用）

第4条 乙は、別表1の装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、別表1の装置の設置に先だち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

#### （設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### 第3章 管理運用

#### （点検及び管理）

第6条 甲及び乙は、装置を安全かつ確実に作動させるため、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 甲が別表1に示した装置の定期点検及び修理等の作業を実施するに際して、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

#### 第4章 情報交換

(情報交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い)

第7条 甲及び乙は、保有する計算機システムを接続し、必要な情報を相互に交換する。

2 前項により甲が受領した警報事項は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条、第15条の2、水防法（昭和24年法律第193号）第10条及び消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づく法定通知事項として取り扱うものとする。

3 情報の提供及び交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

#### 第5章 その他

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成28年6月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲または乙から申し出のないときには、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

#### 附 則

本協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定（平成21年3月10日）」は廃止する。

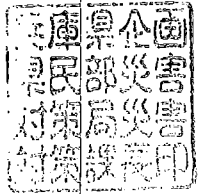
平成28年6月1日

甲 兵庫県知事 井戸敏三

乙 神戸地方気象台長 山口俊一

別表1 装置一覧

設置機器	台数	項目	仕様
ONU	1	型式	ONU-S (FE)
		メーカー	西日本電信電話(株)
ルータ	1	型式	UNIVERGE IX2215
		メーカー	日本電気(株)
スイッチ	1	型式	F S 909M
		メーカー	アライドテレシス



## 兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の 交換に関する細目協定

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定（以下、「協定」という。）」第7条第3項の定めに基づき、情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

### （システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

### （管理・運用等）

第2条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

- 2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。
- 3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。
- 4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が発生した場合は、相互に連絡をとり、迅速な障害復旧に努めるものとする。
- 5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害の復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復措置は行わないものとする。
- 6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲はその観測データをFAX等の方法により乙に提供するように努めるものとする。
- 7 震度情報の相互交換を円滑に行い、また、情報に資する震度情報の品質管理を行うため、別途実施要領を定めるものとする。
- 8 甲及び乙は、伝送方法及びデータフォーマットを変更する場合は、事前に協議するものとする。

### （甲から提供する情報）

第3条 甲から乙に提供する情報は、別表1のとおりとする。

### （乙から提供する情報）

第4条 乙から甲に提供する情報は、別表2のとおりとする。

### （警報事項等の通知及び確認方法）

第5条 乙から甲に提供する情報のうち、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条、第15条の2、水防法（昭和24年法律第193号）第10条及び消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき通知する警報事項等は、別表3のとおりとする。

- 2 この警報事項等の通知確認は、オンライン配信における通信手順での応答機能により実施するものとする。

3 回線等の障害により、前項の法定通知及び通知確認を行うことができない場合は、別紙により対応するものとする。

(第三者への情報提供及び発表)

第6条 甲及び乙は、第3条及び第4条に定められた情報について、それぞれ別表4及び別表5の機関に配信することができる。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有するフェニックス防災システムにおいても、甲の事務の一環として、各市町及び住民に周知・啓発するため利用することができる。

3 甲が乙に提供した情報は、乙（気象庁及び大阪管区気象台を含む）が発表する情報に利用することができる。

(情報の加工)

第7条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

(目的外の利用)

第8条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

(その他)

第9条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第10条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し各自1通を保管する。

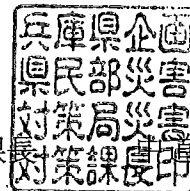
附 則

本細目協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する細目協定（平成28年6月1日）」は、廃止する。

令和元年5月31日

甲 兵庫県企画県民部

災害対策局災害対策課



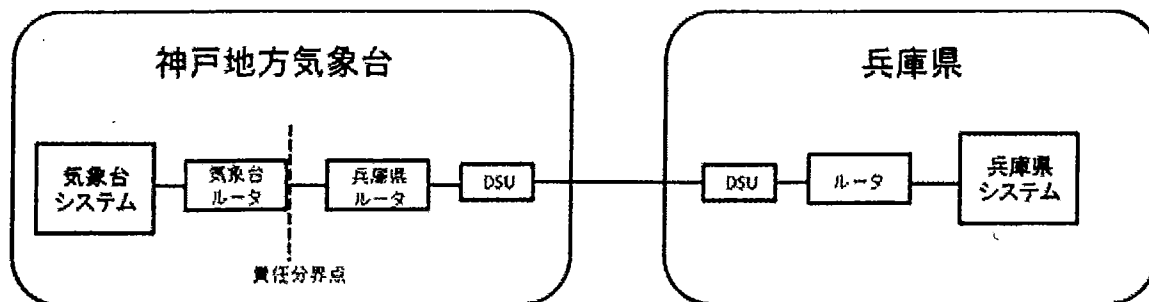
一義

乙 神戸地方気象台観測予報管理官

笠井



別図 システム接続方法及び責任分界点



別表1 甲から乙へ提供する情報

情報の種類
雨量（兵庫県内）
河川水位（兵庫県内）
震度情報（兵庫県内）

別表2 乙から甲へ提供する情報

情報の種類
気象等に関する特別警報・警報・注意報・情報・予報（兵庫県関連分）
台風情報
海上予報・警報（兵庫県関連分）
大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報（全国分）
地震・津波情報（全国分）
東海地震関連情報（全国分）
噴火警報・予報（兵庫県関連分）
火山情報・降灰予報
指定河川洪水予報（兵庫県関連分）
火災気象通報（兵庫県関連分）
大気汚染気象通報（兵庫県関連分）
地域気象観測報（近畿地方、中国地方、四国地方分）
南海トラフ地震に関連する情報 （南海トラフ地震関連解説情報及び南海トラフ地震臨時情報）
お知らせ

別表3 乙から甲へ提供する警報事項等

情報の種類
気象・高潮・波浪に関する特別警報（兵庫県関連分）
気象・高潮・波浪・洪水に関する警報（兵庫県関連分）
指定河川洪水予報（兵庫県関連分）
大津波警報・津波警報・津波注意報（兵庫県関連分）
噴火警報（兵庫県関連分）
火災気象通報（兵庫県関連分）

別表4 甲から配信する機関

機 関 名
兵庫県本庁舎
兵庫県地方機関
兵庫県内市町 兵庫県内消防（局）本部 兵庫県地域防災計画に定める機関

別表5 乙から配信する機関

機 関 名
気象庁、大阪管区气象台

## 回線等の障害時における警報事項等の通知手順

兵庫県と神戸地方気象台間の回線障害、兵庫県側又は気象庁側のシステム障害により、オンライン配信による警報事項等の通知及び通信手順での応答機能による確認ができない場合は、代替手段として次に示す手順で警報事項等の通知及び確認等を行うこととする。

## 1 障害発生連絡

兵庫県と神戸地方気象台間の回線障害及び気象庁側システムにおいて障害が発生した場合は、神戸地方気象台から兵庫県に障害の旨及び警報事項等の代替手段による通知等について電話連絡する。

また、兵庫県側システムで障害が発生し、代替手段による通知等が必要になった場合は、兵庫県から神戸地方気象台にその旨を電話連絡する。

障害発生時の神戸地方気象台、兵庫県の連絡先は下表のとおりとする。

神戸地方気象台	兵庫県
観測予報担当 連絡先：078-222-8915	(平日) 企画県民部災害対策局災害対策課 連絡先：078-362-9812
	(夜間・休日) 災害対策センター宿日直 連絡先：078-362-9900

## 2 警報事項等の通知・確認手順

## (1) 障害時に通知の対象とする警報事項等

通知の対象は、別表3に示す警報事項等とする。

## (2) 障害時の警報事項等の通知先

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

電話番号：078-362-9900

FAX：078-362-9911

## (3) 警報事項等の通知・確認手順

神戸地方気象台は、障害発生中に(1)の警報事項等を発表した場合は、兵庫県に電話により、その旨を通知する。

また、この通知の際、電文等をFAXにより送付するものとし、通知時刻及び氏名について相互確認することとする。

## (4) 情報における準用

東海地震関連情報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報及び南海トラフ地震臨時情報については、警報事項等に準ずるものとし、

(2)及び(3)の手順等により通知及び確認等を行うものとする。

## 3 障害回復の場合の連絡

障害が回復し、代替手段による警報事項等通知の必要がなくなった場合は、1に準じ連絡を行うものとする。



## 洪水予報業務等の実施に係る兵庫県と神戸地方気象台間の気象・河川情報等の交換に関する細目協定

兵庫県県土整備部土木局河川整備課（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定（平成 28 年 6 月 1 日）」（以下、「協定」という。）第 7 条第 3 項の定めに基づき、共同洪水予報業務に係る情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

### （システム接続方法）

第 1 条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

### （運用・管理等）

第 2 条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

- 2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。
- 3 甲及び乙は、定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡するものとする。
- 4 甲及び乙は、障害により情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。
- 5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害の復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復処置は行わないものとする。

### （情報の内容）

第 3 条 甲と乙が交換する情報は、別表 1～3 のとおりとする。

### （情報の加工）

第 4 条 甲及び乙は、受領した情報を加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

### （目的外の利用）

第 5 条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

(その他)

第 6 条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第 7 条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書 2 通を作成し各自 1 通を保管する。

附則

- 1 本細目協定は、平成 22 年 9 月 7 日締結し、同日から実施する。
- 2 本細目協定は、平成 22 年 12 月 14 日一部改正し、同日から実施する。
- 3 本細目協定は、平成 25 年 1 月 10 日一部改正し、同日から実施する。
- 4 本細目協定は、平成 25 年 10 月 1 日一部改正し、同日から実施する。
- 5 本細目協定は、平成 26 年 3 月 26 日一部改正し、同日から実施する。
- 6 本細目協定は、平成 31 年 2 月 26 日一部改正し、同日から実施する。

平成 31 年 2 月 26 日

甲 兵庫県県土整備部土木局河川整備課長 鵜崎 尚夫

乙 神戸地方气象台観測予報管理官 部田 安富

別表1 甲、乙の洪水予報担当官署間で相互に交換する情報

情報名	提供範囲
1 洪水予報作業に係る情報	甲と乙が共同で行う予報文作成及び発表のための作業に必要とするもの

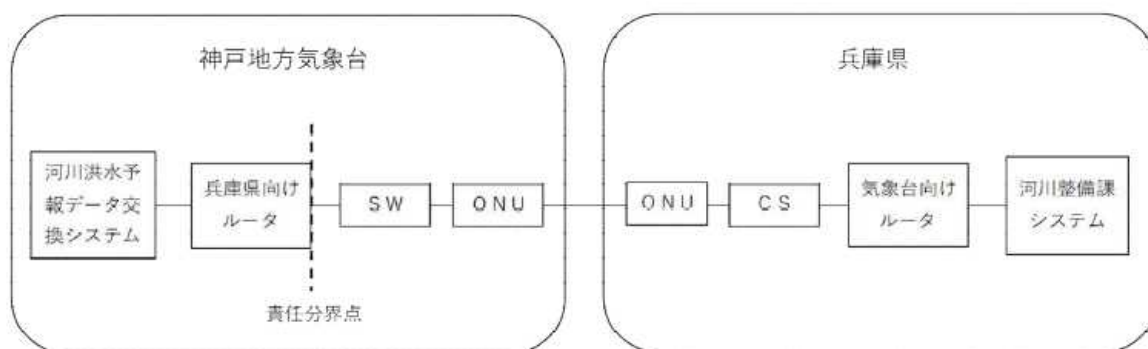
別表2 甲から乙に提供する情報

情報名	提供範囲
1 雨量実況値	兵庫県内
2 水位実況値	兵庫県内
3 水位予測値	兵庫県内の洪水予報基準点

別表3 乙から甲に提供する情報

情報名	提供範囲
1 メッシュ雨量実況値	兵庫県全域を含む
2 メッシュ雨量予測値	兵庫県全域を含む
3 流域平均雨量実況・予測値	兵庫県内の洪水予報を行う河川流域
4 アメダス実況値	兵庫県全域を含む
5 気象等の特別警報、警報、注意報・気象情報	神戸地方気象台発表分
6 指定河川洪水予報	姫路及び豊岡河川国道事務所と神戸地方気象台共同発表分

別図 システム接続方法及び責任分界点



## 津波における水防非常配備態勢に関する協定書

津波の特殊性に鑑み、港湾課長（以下「甲」という。）と河川課長（以下「乙」という。）とは、津波における水防非常配備態勢について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、津波の来襲が予想されると認められる場合において、適切な水防活動態勢の確立、的確な情報伝達を図ることを目的とする。

### （水防指令）

第2条 津波に係る水防指令の発令は、前条の目的を達成するため、当分の間、次により行うものとする。

- (1) 津波注意報が発表された場合、水防本部は、水防指令第1号を発令する。
- (2) 津波警報（ツナミ）が発表された場合、水防本部は、水防指令第2号を発令する。
- (3) 津波警報（オオツナミ）が発表された場合、水防本部は、水防指令第3号を発令する。

2 水防配備態勢の規模を縮小及び解除する場合は、甲、乙協議の上、決定する。

### （潮位の報告等）

第3条 甲は、既存の潮位オンラインシステム、事務所からの報告等により海面の状況を把握することに努め、適宜、乙にその状況を報告する。

2 津波に係る問合せ等の対応については、甲、乙協力して対応する。

### （雑則）

第4条 この協定に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

### 附 則

この協定は、平成8年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 港湾課長 長谷川 浩 三  
乙 河川課長 熊 谷 清

## 変更協定書

港湾課長（以下「甲」という。）と河川課長（以下「乙」という。）との間に平成 8 年 4 月 1 日付けにて協定した「津波における水防非常配備態勢に関する協定書」、及び平成 15 年 4 月 1 日付け協定した「変更協定書」の一部について、下記のとおり変更する。

### 記

第 2 条第 1 項中の(1)乃至(3)を削除し、「津波注意報、または津波警報が発表された場合、水防本部は水防指令第 3 号を発令する。」に変更する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

平成 24 年 4 月 1 日

甲 港湾課長 平井 住夫

乙 河川整備課長 松本 正利

付図3 洪水予報河川の位置図



武庫川洪水予報の予報区間・基準地点



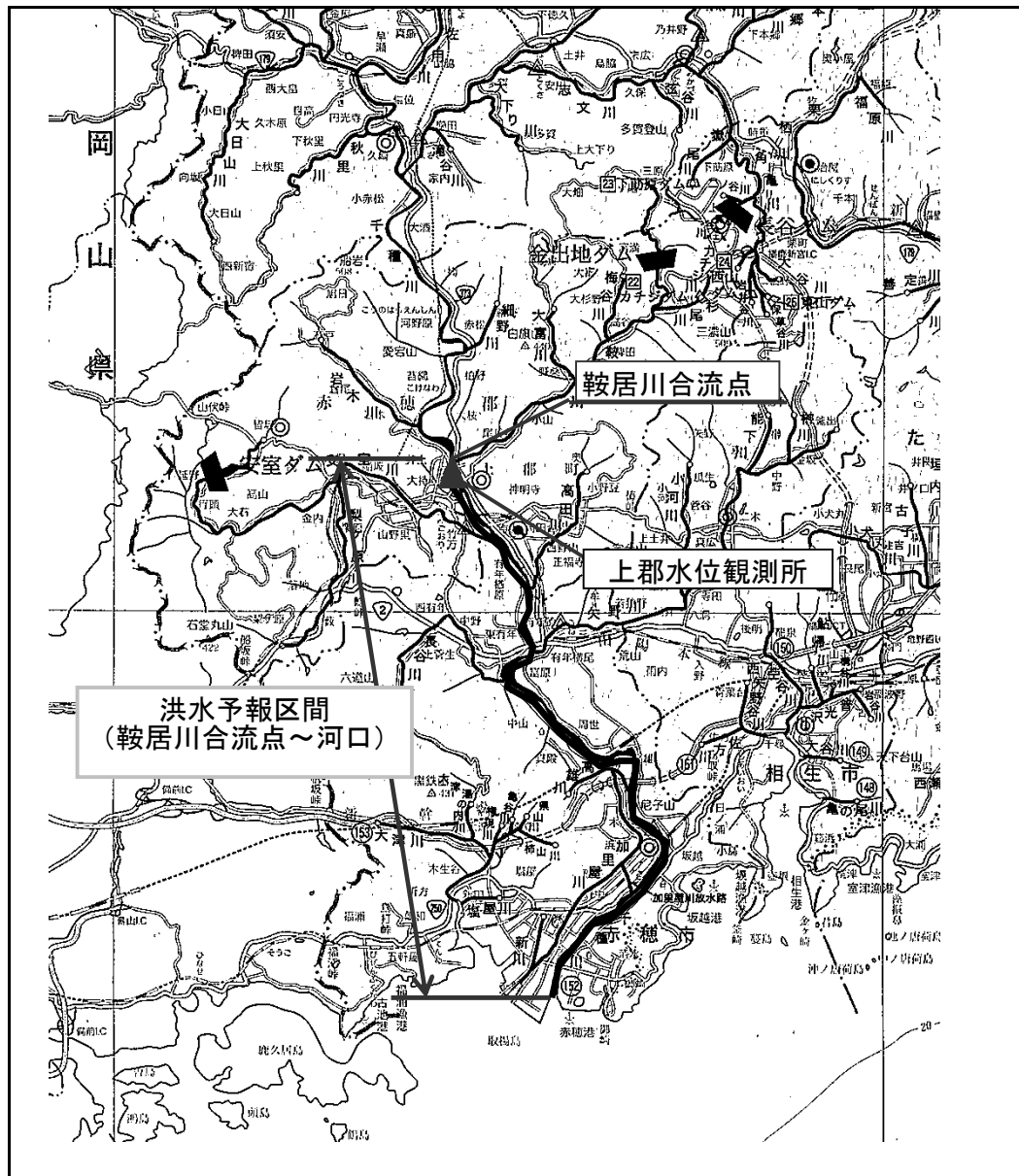
水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
武庫川水系	武庫川	左岸: 尼崎市西昆陽4丁目1-1 地先から海に至るまで	甲武橋	兵庫県 阪神南県民センター-西宮土木事務所
		右岸: 西宮市一里山町3-12 地先から海に至るまで		気象庁 神戸地方气象台

市川洪水予報の予報区間・基準地点



水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
市川水系	市川	左岸:兵庫県姫路市砥堀字林ノ谷 1400番の22地先から海まで 右岸:兵庫県姫路市砥堀字荒砂 839番地先から海まで	砥堀	兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所  気象庁 神戸地方气象台

# 千種川洪水予報の予報区間・基準地点



水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
千種川系	千種川	左岸: 赤穂郡上郡町上郡210番地先から海まで	上郡	兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所
		右岸: 赤穂郡上郡町大持285番地先から海まで		気象庁 神戸地方气象台

水防警報河川・水位周知河川 指定一覧表(水位)

発表県民局名 (R8.4.1現在)	発表事務所名 (R8.4.1現在)	水 防 警 報 河 川						水 位 周 知 河 川				
		名 称	指定区域	水位観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	対象市町 (R8.4.1現在)	発表方法 (注)いづれかの水位計が発表基準に達したときに発表)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫発生水位 (m)	対象市町 (R8.4.1現在)
神 戸	神 戸	淡河川	全域	淡河 (おつこ)	1.00	1.10	神戸市		1.20	2.00	2.61	神戸市
		武庫川	全域	道場 (どうじょう)	3.10	3.80	神戸市	阪神北とは別個に発表	4.90	6.30	6.86	神戸市
		有馬川	全域	塩田 (しほた)	1.90	2.60	神戸市	阪神南とは別個に発表	3.30	3.70	4.63	神戸市
		高橋川	全域	森北 (もりきた)	0.60	0.70	神戸市		0.80	1.10	1.34	神戸市
		住吉川	全域	住吉 (すみよし)	1.40	1.90	神戸市		2.30	2.50	2.73	神戸市
		石屋川	全域	水道橋 (すいどうばし)	1.00	1.40	神戸市		1.60	1.80	2.08	神戸市
		都賀川	全域	甲橋 (かふとばし)	1.00	1.20	神戸市		1.30	1.50	1.72	神戸市
		新湊川	全域	菊水橋 (きくすいばし)	2.00	2.80	神戸市		3.50	4.70	5.88	神戸市
		妙法寺川	全域	上与市橋 (かみよしはし)	1.50	1.90	神戸市		2.00	2.70	3.57	神戸市
		福田川	全域	名谷 (なみや)	1.70	2.40	神戸市		3.10	3.60	4.55	神戸市
		山田川	全域	西岡橋 (にしおがはし)	1.30	1.70	神戸市		1.80	2.20	3.15	神戸市
		明石川	全域	藤原橋 (ふじわらばし)	1.60	2.20	神戸市	(注)	3.40	3.80	7.05	神戸市
今津 (いまづ)	1.50			2.10	2.30	2.90			4.23			
伊川	全域	伊川谷 (いかわだに)	0.90	1.30	神戸市	(注)	2.10	2.50	3.09	神戸市		
		上池 (かみいけ)	1.30	1.80			2.00	2.80	3.60			
阪神南	尼崎港	左門殿川	全域	尼崎検潮所 (あまがさきけんちようじよ)	TP+1.50	TP+1.80	尼崎市	尼崎港	-	-	-	尼崎市
		西宮	武庫川	全域	甲武橋 (こうぶきばし)	2.20	3.20	尼崎市・西宮市	阪神北とは別個に発表	4.10	5.20	6.16
	有馬川		全域	上山口 (かみやまぐち)	1.00	1.40	西宮市	神戸とは別個に発表	1.70	2.10	2.48	西宮市
	尼崎港 ・西宮	夙川	全域	夙川 (しほくがわ)	0.90	1.30	西宮市	西宮・尼崎港 合同発表	1.60	1.90	2.28	西宮市
芦屋川		全域	芦屋川 (あしやがわ)	0.80	1.10	芦屋市	西宮・尼崎港 合同発表	1.40	1.70	1.98	芦屋市	
阪神北	宝塚	猪名川	国交省発表区間を 除く全域	多田院 (ただだにん)	4.20	5.20	川西市・猪名川町		6.10	7.20	8.14	川西市・猪名川町
		武庫川	全域	生瀬 (なませ)	1.80	3.20	宝塚市・伊丹市	神戸・阪神南とは別個に 発表	3.20	4.60	5.60	宝塚市・伊丹市・西宮市
				武田尾 (たけだお)	3.10	4.90	西宮市		5.90	8.70	9.15	
三田 (さんだ)	3.10	4.50	三田市	5.90	6.20	6.83	三田市					
東播磨	加古川	明石川	全域	明石川 (あしがわ)	3.10	3.80	明石市		4.70	4.90	5.78	明石市
		谷八木川	全域	大久保 (おおくぼ)	1.20	1.70	明石市		2.10	2.50	3.16	明石市
		赤根川	全域	赤福川 (あかふくがわ)	1.00	1.40	明石市		1.50	1.80	2.15	明石市
		瀬戸川	全域	魚住 (うおずみ)	0.80	1.20	明石市		1.80	2.20	2.74	明石市
		喜瀬川	全域	住吉橋播磨町 (すみよしばしはりまちよう)	0.90	1.20	播磨町・加古川市 ・稲美町	2.30	2.60	3.04	播磨町	
				住吉橋加古川市 (すみよしばしかがわし)				1.40	1.70	2.17	加古川市	
				住吉橋稲美町 (すみよしばしいなみちよう)				1.60	1.90	2.33	稲美町	
		法華山谷川	全域	魚橋高砂市 (うおのはしたかきごし)	2.70	3.10	高砂市・加古川市	4.30	4.40	5.57	高砂市	
魚橋加古川市 (うおのはしかがわし)	3.80			3.90				4.75	加古川市			
天川	全域	牛谷 (うしやに)	1.60	2.30	高砂市		3.10	3.20	4.27	高砂市		
北播磨	加 東	加古川	国交省発表区間を 除く全域	上戸田[下流] (かみとだかりげう)	2.90	3.90	西脇市	(注)	4.30	5.00	5.72	西脇市(旧西脇市)
				上戸田[上流] (かみとだじようりげう)					3.90	4.60	7.85	西脇市(旧黒田庄町)
		美囊川	全域	山の上 (やまのうえ)	2.00	2.50	三木市	(注)	4.10	5.20	6.23	三木市(旧吉川町)
				桃津 (ももつ)	3.60	4.60			5.20	6.20	7.40	三木市(旧三木市)
				三木本町 (みきほんまち)	2.10	3.00			3.50	3.90	5.09	三木市(旧三木市)
		志染川	全域	御坂 (みさか)	2.20	3.10	三木市		3.60	4.30	5.32	三木市(旧三木市)
		万願寺川	国交省発表区間を 除く全域	山核 (やまたた)	1.40	2.00	加西市	(注)	2.10	2.90	3.80	加西市
				中野 (なかの)	1.80	2.60			2.70	3.30	4.32	
		下里川	全域	下里 (しもさと)	1.70	2.50	加西市		2.90	3.80	6.46	加西市
		万勝寺川	国交省管理分界から 神鉄橋梁までの区間	垂井橋 (たるいばし)	0.60	0.90	小野市		1.20	1.50	2.12	小野市
		東条川	小野市・加東市 国交省発表区間を 除く	吉井[下流] (よしがいかりげう)	1.50	2.00	小野市・加東市	(注)	3.70	4.40	5.79	小野市
				吉井[上流] (よしがいじようりげう)					3.30	3.90	4.77	加東市
		千鳥川	全域	家原 (いえはら)	1.40	2.30	加東市		2.70	3.10	4.17	加東市
		野間川	全域	下野間[下流] (しものまかりげう)	1.60	2.30	西脇市		2.80	3.40	4.31	西脇市
				下野間[上流] (しものまじようりげう)					2.00	2.70	3.58	多可町
		杉原川	全域	中町 (なかつちよう)	2.10	2.50	西脇市・多可町	(注)	2.50	2.90	4.03	西脇市・多可町
西脇 (にしわき)	2.30			3.10	3.10	3.80			4.87	西脇市		

水防警報河川・水位周知河川 指定一覧表(水位)

発表県民局名 (R8.4.1現在)	発表事務所名 (R8.4.1現在)	水 防 警 報 河 川							水 位 周 知 河 川			
		名 称	指定区域	水位観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	対象市町 (R8.4.1現在)	発表方法 (注:いづれかの水位計が発表 基準に達したときに発表)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫発生水位 (m)	対象市町 (R8.4.1現在)
中 播 磨	姫 路	林田川	全域	穴部 (あなべ)	1.30	1.50	姫路市	西播磨とは別個に発表	2.20	2.30	2.49	姫路市
		天川	全域	天川 (あまがわ)	2.00	2.50	姫路市		3.70	3.90	4.62	姫路市
		市川	全域	寺前 (てらまえ)	1.90	2.70	姫路市・福崎町 ・神河町・市川町	(注)	2.80	3.60	4.16	神河町・市川町
				福崎 (ふくさき)	4.10	5.00			5.30	5.70	6.18	姫路市(旧善寺町)・福崎町
				姫裾 (とほり)	3.30	4.30			5.20	5.60	6.87	姫路市
		越知川	全域	神崎 (かみさき)	1.70	2.40	神河町		2.50	3.70	4.76	神河町
		夢前川	全域	古知之庄 (こちのしょう)	1.50	2.00	姫路市	(注)	2.20	2.60	3.48	姫路市(旧夢前町)
				書写 (しよしや)	1.50	2.00			2.50	3.40	4.44	姫路市(旧姫路市)
下手野 (しもての)	2.60			3.30	4.20	4.50			5.06			
菅生川	全域	実法寺 (じつぽうじ)	3.20	4.00	姫路市	(注)	4.20	4.70	5.53	姫路市(旧姫路市)		
		護持 (ごじ)	3.30	3.80			4.10	4.50	4.84	姫路市(旧夢前町)		
大津茂川	全域	勝原 (かつはら)	1.60	2.10	姫路市	西播磨とは別個に発表	3.10	3.30	4.13	姫路市		
西 播 磨	龍 野	揖保川	全域	三軒家 (さんげんや)	2.00	3.00	宍粟市	引原川は国土交通省管理 区間も含む 揖保川は国交省発表区間 を除く	3.10	3.50	4.46	宍粟市
		菅野川	全域	春安 (はるやす)	1.20	1.50	宍粟市		1.60	1.80	2.48	宍粟市
		千種川(千種)	全域	千種 (ちくさ)	1.10	1.80	宍粟市	千種川を3地区に分けて 発表	2.00	2.80	3.73	宍粟市
	千種川(久崎)	久崎 (くさき)		2.60	3.60	佐用町	4.60		5.10	5.58	佐用町	
	千種川(上郡)	上郡 (かみごおり)		2.70	3.40	赤穂市・上郡町	3.80		4.70	5.80	赤穂市・上郡町	
	佐用川	全域	佐用水位 (さようすい)	2.50	2.80	佐用町		3.00	3.80	4.73	佐用町	
	志文川	宍粟市を除く全域	三日月 (みかづき)	1.10	1.60	佐用町		1.80	2.40	3.47	佐用町	
	龍 野	林田川	国交省発表区間を 除く全域	穴部 (あなべ)	1.30	1.50	たつの市	姫路とは別個に発表	2.20	2.30	2.49	たつの市
		栗栖川	国交省発表区間を 除く全域	福栖 (ふくす)	1.20	1.70	たつの市		1.80	2.20	3.01	たつの市
		大津茂川	全域	勝原 (かつはら)	1.60	2.10	太子町	姫路とは別個に発表	3.10	3.30	4.13	太子町
	豊 岡	奈佐川	国交省発表区間を 除く全域	野垣 (のがき)	1.80	2.10	豊岡市		2.30	2.60	3.14	豊岡市
		出石川	国交省発表区間を 除く全域	矢根 (やね)	2.20	2.80	豊岡市		3.20	3.80	4.36	豊岡市
稲葉川		全域	伊府 (いふ)	1.50	1.80	豊岡市		1.90	2.20	3.03	豊岡市	
竹野川		全域	森本 (もりもと)	1.30	2.20	豊岡市		2.80	3.20	3.83	豊岡市	
但 馬	新 温 泉	佐津川	全域	佐津 (さつ)	1.45	2.10	香美町		2.60	3.00	3.97	香美町
		矢田川	旧美方町を除く全域	村岡 (むらおか)	2.20	2.80	香美町	(注)	3.80	4.00	4.60	香美町
		湯舟川	全域	香住 (かすみ)	2.10	3.20	香美町		3.50	4.10	5.20	香美町
	新 温 泉	湯舟川	全域	湯舟 (ゆふね)	0.90	1.50	香美町		2.20	2.30	2.58	香美町
		岸田川	全域	浜坂 (はまさか)	1.40	2.40	新温泉町	(注)	2.90	3.20	4.49	新温泉町(旧浜坂町)
		久斗川	全域	温泉 (おんせん)	0.50	1.10	新温泉町		1.30	1.80	2.85	新温泉町(旧温泉町)
		大橋川	全域	対田 (たいだ)	1.50	2.20	新温泉町		2.80	3.10	4.09	新温泉町
	養 父	円山川	全域	多々良木 (たたらぎ)	1.40	2.00	朝来市・養父市	(注)	2.80	3.30	3.83	朝来市
				玉置 (たまき)	2.20	3.10			3.70	4.20	6.18	
				藪崎 (やぶさき)	2.00	2.60			4.20	5.00	5.42	養父市
上小田 (かみおた)		2.50	3.00	3.50	4.40	5.69						
八木川		全域	関宮 (せきのみや)	1.40	2.00	養父市	(注)	2.90	3.20	4.27	養父市	
大屋川		全域	八藤 (やふた)	1.80	2.30	養父市	(注)	4.10	4.60	5.00	養父市	
			大屋 (おほや)	2.00	2.50			2.80	3.40	3.76		
建屋川	全域	小塚 (こじょう)	2.00	2.80	養父市		2.90	3.80	5.59	養父市		
建屋川	全域	大坪 (おおつぼ)	1.50	2.10	養父市		2.60	3.00	3.80	養父市		
丹 波	丹 波	竹田川	全域	上田 (かみだ)	1.80	2.50	丹波市		2.70	3.10	3.52	丹波市
		加古川	全域	本郷 (ほんごう)	2.30	3.30	丹波市		3.50	4.60	6.04	丹波市
		東条川	全域	今田 (こんだ)	2.00	2.40	丹波篠山市		2.50	2.90	3.77	丹波篠山市
		篠山川	全域	篠山 (ささやま)	1.80	2.50	丹波篠山市・丹波市		3.00	3.50	4.89	丹波篠山市・丹波市
		宮田川	全域	宮田 (みやた)	2.70	3.20	丹波篠山市		3.30	3.60	3.91	丹波篠山市
		柏原川	全域	小雨 (こあめ)	1.50	1.80	丹波市		1.90	2.10	3.10	丹波市
		高谷川	全域	高谷川上流 (たかたにがわじょうりゅう)	1.40	2.00	丹波市		2.20	2.70	3.28	丹波市
		葛野川	全域	上成松 (あげなりまつ)	2.20	2.80	丹波市		3.20	3.40	3.89	丹波市
		宝珠川	全域	志筑 (しづき)	1.50	2.00	淡路市		2.20	2.70	3.49	淡路市
		洲本川	全域	桑間 (くわま)	1.10	1.70	洲本市		2.60	2.70	3.63	洲本市
淡 路	洲 本	三原川	全域	掃守 (かもり)	1.10	1.50	南あわじ市		1.70	2.10	2.97	南あわじ市
		都志川	全域	都志 (つし)	1.60	2.00	洲本市		2.10	2.40	3.11	洲本市
		郡家川	全域	郡家 (ぐんげ)	1.60	2.00	淡路市		2.20	2.60	3.27	淡路市

水防警報海岸 指定一覧表

沿岸名	海岸名	指定区域	発表県民局名	発表事務所名	水 防 警 報 海 岸 ( 高 潮 )				
					検潮所	通報潮位(m) (測地成果2024)	警戒潮位(m) (測地成果2024)	対象市町	発表方法 (注:いずれかの潮位計が発表 基準に達したときに発表)
大阪湾沿岸	尼崎市海岸	全域	阪 神 南	尼 崎 港	尼崎	TP+1.40	TP+1.70	尼崎市	
	西宮市、及び芦屋市海岸	全域			西宮	TP+1.30	TP+1.60	西宮市・芦屋市	
	神戸市海岸	全域	神 戸	神 戸	神戸	TP+1.05	TP+1.25	神戸市	
播磨沿岸	明石市海岸	全域	東 播 磨	加 古 川	明石	TP+1.15	TP+1.65	明石市	
	播磨町、加古川市、及び高砂市海岸	全域			東二見	TP+1.10	TP+1.60	播磨町・加古川市・高砂市	(注)
	高砂	TP+1.00			TP+1.50				
	姫路港、及び妻鹿港海岸	全域	中 播 磨	姫 路 港	飾磨	TP+1.40	TP+1.90	姫路市・たつの市	
	姫路市家島町海岸	全域			家島	TP+1.00	TP+1.50	姫路市	
	たつの市海岸	全域(姫路港を除く)	西 播 磨	龍 野	壹津	TP+1.00	TP+1.60	たつの市	(注)
相生市、及び赤穂市海岸	全域	飾磨			TP+1.40	TP+1.90			
日本海沿岸	豊岡市海岸	全域	但 馬	豊 岡	津居山	TP+0.65	TP+0.70	豊岡市	
	香美町、及び新温泉町海岸	全域			新温泉	紫山	TP+0.65	TP+0.70	香美町・新温泉町
淡路島沿岸	東浦海岸	淡路市岩屋松帆(旧淡路町・旧北淡町境界)～洲本市由良町由良(生石崎)	淡 路 洲 本	洲 本	由良	TP+1.00	TP+1.60	洲本市・淡路市	淡路沿岸を4地区に分けて発表
	灘海岸	洲本市由良町由良(生石崎)～南あわじ市福良(旧南淡町・旧西淡町境界)			福良	TP+1.00	TP+1.40	洲本市・南あわじ市	
	西浦北部海岸	淡路市野島江崎(旧淡路町・旧北淡町境界)～洲本市五色町鳥飼浦(旧五色町・旧西淡町境界)			江井	TP+1.00	TP+1.60	淡路市・洲本市	
	西浦南部海岸	南あわじ市阿那賀伊豆(旧西淡町・旧南淡町境界)～南あわじ市松帆慶野(旧西淡町・旧五色町境界)			湊	TP+1.00	TP+1.60	南あわじ市	

沿岸名	海岸名	発表県民局名 (R4.4.1現在)	発表事務所名 (R4.4.1現在)	水 防 警 報 海 岸 ( 津 波 )		
				気象庁の津波予報区	対象市町 (R4.4.1現在)	発表方法
大阪湾沿岸	尼崎市、西宮市、及び芦屋市海岸	阪 神 南	尼 崎 港	兵庫県瀬戸内海沿岸	尼崎市・西宮市・芦屋市	気象庁による当該予報区への津波注意報・津波警報により自動発表
	神戸市海岸	神 戸	神 戸	兵庫県瀬戸内海沿岸	神戸市	
播磨沿岸	明石市、播磨町、加古川市、及び高砂市海岸	東 播 磨	加 古 川	兵庫県瀬戸内海沿岸	明石市・播磨町・加古川市・高砂市	
	姫路市海岸	中 播 磨	姫 路 港	兵庫県瀬戸内海沿岸	姫路市	
	たつの市海岸	西 播 磨	龍 野	兵庫県瀬戸内海沿岸	たつの市	
	相生市、及び赤穂市海岸		光 都	兵庫県瀬戸内海沿岸	相生市・赤穂市	
但馬沿岸	豊岡市海岸	但 馬	豊 岡	兵庫県北部	豊岡市	
	香美町、及び新温泉町海岸		新温泉	兵庫県北部	香美町・新温泉町	
淡路沿岸	淡路市、及び洲本市西浦海岸	淡 路 洲 本	洲 本	兵庫県瀬戸内海沿岸	淡路市・洲本市	
	南あわじ市、及び洲本市東浦海岸			淡路島南部	洲本市・南あわじ市	

水位周知海岸 指定一覧表

沿岸名	起点終点	発表県民局名	発表事務所名	検潮所	高潮特別警報或水位(m) (測地成果2024)	対象区域 (高潮浸水想定区域)	発表方法 (注:いずれかの潮位計が発表 基準に達したときに発表)
大阪湾沿岸 (兵庫県)	起点:兵庫県尼崎市東海岸町(兵庫県・大阪府境界) 終点:兵庫県神戸市垂水区狩台6丁目(神戸市・明石市境界)	阪 神 南 阪 神 北 神	尼 崎 港 宝 塚 港 神 戸	神戸・尼崎	TP+2.10	尼崎市・西宮市・芦屋市 伊丹市 神戸市	(注)
播磨沿岸	起点:兵庫県明石市大蔵海岸通1丁目(明石市・神戸市境界) 終点:兵庫県赤穂市福浦(兵庫県・岡山県境界)	東 播 磨 中 播 磨 西 播 磨	加 古 川 姫 路 港 龍 野 光 都	東二見・壹津	TP+2.20	明石市・播磨町・加古川市・高砂市 姫路市・たつの市 相生市・赤穂市	(注)
但馬沿岸	起点:兵庫県豊岡市田結(兵庫県・京都府境界) 終点:兵庫県美方郡新温泉町居組(兵庫県・鳥取県境界)	但 馬	豊 岡 新 温 泉	津居山・紫山	TP+0.9	豊岡市 香美町・新温泉町	(注)
淡路沿岸 (東浦)	起点:兵庫県淡路市岩屋松帆(旧淡路町・旧北淡町境界) 終点:兵庫県洲本市畑田(洲本市・南あわじ市境界)	淡 路 洲 本	洲 本	明石・洲本	TP+2.00	淡路市・洲本市	(注)
淡路沿岸 (灘)	起点:兵庫県南あわじ市瀬来川(南あわじ市・洲本市境界) 終点:兵庫県南あわじ市福良(旧南淡町・旧西淡町境界)			福良・沼島	TP+1.70	南あわじ市	(注)
淡路沿岸 (西浦)	起点:兵庫県淡路市野島江崎(旧北淡町・旧淡路町境界) 終点:兵庫県南あわじ市阿那賀伊豆(旧西淡町・旧南淡町境界)			江井・湊	TP+1.80	淡路市・洲本市・南あわじ市	(注)